

海 I
1
2

事業給与統制令関係

海-0001

0077

寫

南政庶二五號

昭和二十年六月三十日

海軍省南方政務部長

關係各社社長殿

事業給與統制令中改正ニ關スル件通知

首題ノ件別紙ノ通改正セラレ候條了知相成度

(別紙添)

(終)

民政府令第二十七號

昭和十九年九月民政府令第四十七號事業給與統制令中左ノ通改正シ

昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年四月一日

南西方面海軍民政府總監 三橋 幸一郎

第五條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金（專業者ガ南方占領地（海軍軍政地域ヲ謂フ）以下

同ジ）ニ常勤シタル役員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止

ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ）

第十三條中「ニシテ民政府管轄區域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有

スルモノ」ヲ削リ同條別表第一中運用資本金トアルヲ經營資本金ニ

改ム

第十四條及第十五條ヲ削リ第十三條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第十四條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員退職金ハ同令ノ定
ムル所ニ依ル

第十五條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ役員退職金ハ在職中支
給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ二 役員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル報
酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ功
勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス

第十六條中第四號括弧内「又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員
ニ對シ前拂スルモノ」ヲ削リ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金（專業者ガ南方占領地ニ常勤シタル職員ニ對シ南方
占領地ニ於ケル常時勤務止ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ）

第二十六條中第一項但書ヲ削リ第二項ヲ第二十六條ノ二トシ同條ノ次
ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十六條ノ三 職員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル基
本給料及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十四條中「第十四條」トアルヲ「第十五條」トシ「第二十五條」ノ
下ニ「、第二十六條ノ三」ヲ加フ

第三十七條中「第十三條乃至第十五條」トアルヲ「第十三條、第十五條
第十五條ノ二」トシ「第二十六條第二項」トアルヲ「第二十六條ノ二、
第二十六條ノ三」トス

(別紙)

事業給與統制令運用方針

昭和十九年九月民政府訓令第九十六號事業給與統制令實施ニ關スル件訓令ニ依ル運用方針ヲ左ノ通改正ス

第十三條關係

- 一 役員賞與ハ純益金生ジタル場合ニ於テ別表第一ニ定ムル金額ノ範圍内ニテ之ヲ支給シ得ルヲ原則トスルモ當該事業經營者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ依リ純益金生ゼザル場合又ハ純益金ガ僅少ナル場合左ノ各號ニ掲タル金額ノ中孰レガ低キ金額ノ範圍内ニ於テ民政部長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ支給シ得ルモノトス
- イ 當該事業ノ經營資本金額ニ對シ年百分ノ九ヲ標準トスル率ヲ乘ジテ得タル金額ヨリ借入金ノ利子額ヲ控除シタル殘額ニ別表第一ニ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額

海軍

内

ロ 當該事業年度ニ於ケル役員報酬ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額

ニ 經營資本金額ノ算定ハ差當リ本店勘定、銀行借入金及積立金ノ合計額ニ前期繰越損益金ヲ差引キ又ハ加算シタル金額ニ依ルコト

三 本令施行地内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル事業者ノ純益金ノ計算ハ當該事業ニ屬スル總テノ純益金ヲ合算シタルモノニ依ルコト

四 本條ハ會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ本令施行地内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ付テノミ之ヲ適用スルヲ原則トシ會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ本令施行地内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルモノノ役員賞與ハ本店又ハ主タル事務所ニ於テ支給セシムルモノトス(本令施行地内ニ

海軍

内

在ル南方事業ノ負擔トセザルコト）但シ生産増強上必要アリト
認メラルル場合本店又ハ主タル事務所ニ於テ賞與ヲ支給シ得ザ
ルトキ又ハ著シク少額ニシテ南方事業ヨリ支給スルヲ適當ト認
メラルル場合等民政部長官必要アリト認メタルトキハ本令施行地
地内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ準ジ取扱ヒ得ルモ
ノトスルコト

第十四條關係ヲ削除ス

第三十條關係

機密費等又ハ廣告宣傳費等基準月額算定表中運用資本金トアルヲ
經營資本金ニ改ム

(終)

海軍

民政府令第二十七號

昭和十九年九月民政府令第四十七號專業給與統制令中左ノ通改正シ
昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年四月一日

南西方面海軍民政府總監 三橋 幸一郎

第五條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金（專業者ガ南方占領地（海軍軍政地域ヲ謂フ以下
同ジ）ニ常勤シタル役員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止
ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ）

第十三條中「ニシテ民政府管轄區域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有
スルモノ」ヲ削リ同條別表第一中運用資本金トアルヲ經營資本金ニ
改ム

第十四條及第十五條ヲ削リ第十三條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第十四條 會社經理統制令ノ適用アル專業者ノ役員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 會社經理統制令ノ適用ナキ專業者ノ役員退職金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ二 役員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス

第十六條中第四號括弧内「又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員ニ對シ前拂スルモノ」ヲ削リ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金（專業者ガ南方占領地ニ常勤シタル職員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ）

第二十六條中第一項但書ヲ削リ第二項ヲ第二十六條ノ二トシ同條ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

第二十六條ノ三 職員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル基
本給料及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ
第三十四條中「第十四條」トアルヲ「第十五條」トシ「第二十五條」ノ
下ニ「第二十六條ノ三」ヲ加フ
第三十七條中「第十三條乃至第十五條」トアルヲ「第十三條、第十五條
第十五條ノ二」トシ「第二十六條第二項」トアルヲ「第二十六條ノ二、
第二十六條ノ三」トス

陸軍省
陸軍部

陸軍部
陸軍部
陸軍部

陸軍部
陸軍部
陸軍部

寫

民政府訓令第二十四號

昭和二十年五月二十日

五月二十四日送付

各民政府部長官殿

南西方面海軍民政府總監 三橋 啓一 郎

事業給與院訓令改正ニ関スル件訓令

首題ノ件昭和二十年四月一日ニ溯リ之ヲ実施スルコトモシラニ付別紙運
用方針ニ基キ之ガ運営ニ遺憾ナキヲ期スベシ

(別紙添)

(終)

寫送付先

第二南遣艦隊參謀長

海軍省南方政務部長

第百二海軍經理部長

各州知事

海軍

(別紙)

事業給與院訓令運用方針

昭和十九年九月民政府訓令第九十六號事業給與院訓令実施ニ関ス
ル件訓令ニ依ル運用方針ヲ左ノ通改正ス

第十三條關係

一 役員賞與ハ純益金生ジシル場合ニ於テ別表第一ニ定ムル金額ノ
 範圍内ニテ之ヲ受ケ得ルヲ原則トスモ當該事業經營者ノ責ニ歸
 スベカラサル事由ニ依リ純益金生ジサル場合又ハ純益金ガ僅少ナル場
 合左ノ各辨ニ掲グルル金額ノ中孰レカ低キ金額ノ範圍内ニ於テ民政部
 長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ受ケ得ルモノトス

イ 當該事業ノ經營資本金額ニ對シ年百分九ヲ標準トスル率
 ヲ乘ジテ得タル金額ヨリ借入金ノ利子額ヲ控除シタル殘額ニ別表
 第一ニ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額

海軍

口 當該事業年度ニ於ケル役員報酬ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額
 ニ 經營資本金額ノ算定ハ差當リ本店勘定 銀行借入金及積立金
 ノ合計額ニ前期繰越損益金ヲ差引キ又ハ加算シタル金額ニ依ルコト
 三 本令施行地内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル事業者ノ純益金ノ
 計算ハ當該事業ニ屬スル總テノ純益金ヲ合算シタルモノニ依ルコト
 四 本條ハ會社經理院制令ノ適用ナキ事業者ニシテ本令施行地内ニ
 本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ付テノ之ヲ適用スルヲ原則トシ
 會社經理院制令ノ適用ナキ事業者ニシテ本令施行地内ニ本店又
 ハ主タル事務所ヲ有セザルモノノ役員賞與ハ本店又ハ主タル事務所ニ
 於テ支給セシムルモノトス(本令施行地内ニ在ル南方事業ノ負擔トセザ
 ルコト)但シ生産増進上必要アリト認めラレル場合本店又ハ主タル事務所
 ニ於テ賞與ヲ支給シ得ザルトキ又ハ著シク少額ニシテ南方事業ヨリ支
 給スルヲ適當ト認めラレル場合等民政部長官必要アリト認めタルトキハ本

海軍

令施行地内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ準ジ取扱ヒ得ルモノ
 トスルコト
 第十四條 関係ヲ削除ス
 第三十條 関係
 機密費等又ハ舊昔宣傳費等基準目額算定表中運用資本金トアル
 ヲ經營資本金ニ改ム
 (終)

海軍



民政府令第二十ニ號

昭和十九年九月民政府令第四十七號事業給與院制令中左ノ通改正シ

昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年四月一日

南西方面海軍民政府總監 三橋孝一郎

第五條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金(事業者が南方占領地(海軍マ政地域ヲ謂フ以下
同ジ)ニ常勤シタル役員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止ミ
タルトキニ支給スル給與ヲ謂フ)

第十三條中「ニシテ民政府管轄区域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル
モノ」ヲ削リ同條別表第一中運用資本金トアレヲ經營資本金ニ改ム

海軍

第十四條 會社經理院制令ノ適用アル事業者ノ役員退職金ハ同令ノ
定ムル所ニ依ル

第十五條 會社經理院制令ノ通用ナキ事業者ノ役員退職金ハ在職中
支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ二 役員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル報
酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ功勞ア
ル者ニ對シ民政府部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス

第十六條中第四號括弧内「又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員ニ對
シ前拂スルモノ」ヲ削リ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金(事業者が南方占領地ニ常勤シタル職員ニ對シ南方占
領地ニ於ケル常時勤務止ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ)

海軍



第二十六條中第一項但書ヲ削リ第二項ヲ第二十六條ノ二トシ同條ノ次ニ左ノ一條
 ヲ加フ
 第二十六條ノ三 職負在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル
 基本給料及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ
 第三十四條中「第十四條」トアルヲ「第十五條」トシ「第二十五條」ノ下ニ「第二十六
 條ノ三」ヲ加フ
 第三十七條中「第十三條乃至第十五條」トアルヲ「第十三條、第十五條、第
 十五條ノ二」トシ「第二十六條第二項」トアルヲ「第二十六條ノ二、第二十六條ノ
 三」トス

海軍

海-0001

0090

南政機密第八九號

昭和二十年三月四日

海軍省南方政務部長

南西方面海軍政府總務局長 殿
南西方面海軍政府經濟局長 殿

事業給與統制令中一部改正ニ關スル件照會

首題ノ件別紙(第一)ノ通改正スルヲ適當ト認メラルルニ付可然取計
相成度

追而會社經理統制令トノ關係ニ付關係各會社宛別紙(第二)ノ通
牒ノコトニ取計置候ニ付爲念

(別紙一、二添)

(寫送付先 第二南遣艦隊參謀長)

(終)

海軍

別紙第一

南西方面海軍政府事業給與統制令中一部改正ニ關スル件 二〇二七

南方政務部

會社經理統制令ノ規定ハ同令施行地(内地、朝鮮、臺灣及南洋群島)
内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル會社ヨリ南方占領地ヘ派遣セラレ
タル役員、及社員ノ給與ニ付テモ適用ノコトニナリアル處變ニ陸軍擔
當地域ニ於ケル「南方地域民間事業給與統制要綱」制定ニ際シテハ其
ノ間ノ法規ノ重複ヲ避ケル爲別紙ノ如キ通牒ニ依リ重複スル部分ニ付
會社經理統制令ノ制限ヲ解除スルノ措置ヲ講ジアリ南西方面海軍政
府管轄區域ニ對スル昭和十九年民政政府令第四七號ニ依ル事業給與統制
令施行ニ際シテモ之ト同様ノ措置ヲ講ズベキ要アル處現行ノ同令ノ規
定ヲ以テシテハ會社經理統制令ノ制限解除ニ當テハ其ノ點アリ且陸軍
擔當地域ノ規定ニ比シ不均衡ノ點モアリ此ノ際左記ノ通一部改正スル
ヲ適當ト認ム

海軍

記

一、第五條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五、在勤慰勞金（事業者ガ南方占領地（海軍軍政地域ヲ謂フ以下同シ）常勤シタル役員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止ミタル時ニ支給スル給與ヲ謂フ）

（理由）

（一）會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ルモ南方在勤ニ對スル慰勞ノ意味ノ増加支給額ニ付テモ退職金トシテ同令ノ適用ヲ受ケ内地、現地ニ重ノ制限ヲ受ケルコトトナルコト

（二）南方ニ在勤セシ役員ノ退職金全部ニ付會社經理統制令ノ制限ヲ解除セシムルコトハ同令ニ於ケル役員退職金ニ關スル規定ノ運用ガ相當複雑ニシテ本給與統制令ノ如キ簡單ナル規定ヲ以テシ

海軍

山

テハ代償セシ難キ事情モアリ實現困難ナルコト

（三）退職金中ノ増加支給額ノミヲ會社經理統制令制限ヲ解除スルハ困難ナルコト

（四）之ヲ在勤慰勞金トシテ獨立セシムレバ會社經理統制令上ノ退職金ト看做サズ同令第十五條ニ依ル臨時ノ給與ト看做シ本給與統制令ニ依リ支給セシモノハ同條ノ制限ニ依ラザルコトト爲シ得ルコト

（五）在勤慰勞金トスレバ南方在勤期間止ミタルトキニ支給シ得ルコト

二、第十三條中「ニシテ」以下「有スルモノ」迄及第十四條並ニ第十五條ヲ削リ第十三條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第十四條 會社經理統制令ノ適用ナル事業者ノ役員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

海軍

山

第十五條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ役員退職金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ二 役員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル報酬及賞與ノ合計額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス

(理由)

(一) 役員賞與關係ノ改正ハ敢テ強行スルノ要ナキモ陸軍地區ニテハ陸軍地區以外ノ地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ付テハ本店又ハ主タル事務所ニ於テ支給スベキ旨ノ規定(爪哇事業給與統制令第十四條)アル關係上之ト吻合セシムル爲
(二) 本改正ノ如ク條文ヲ一本トシ運用方針ヲ陸軍地區ト同趣旨ノ

海軍

モノトスルカ
モノト認ム

(一) 役員退職金關係ノ改正ハ第一項理由ノ通

三 第十六條中第四號括弧内「又ハ」以下「スルモノ」迄ヲ削リ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金(事業者ガ南方占領地ニ常勤シタル職員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ)

(理由)

役員在勤慰勞金ノ場合ニ同ジ

四 第二十六條中第一項但書ヲ削リ第二項ヲ第二十六條ノ二トシ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十六條ノ三 職員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタ

海軍

ル基本給料及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

(理由) 在勤慰勞金ヲ退職金ヨリ分離シ且他ノ部分ノ規定形態ニ合

テ第一項ト第二項トヲ別條トセントスルモノナリ

在勤慰勞金ノ額ニ付テハ現行規定ト改正案(陸軍據普地職

ト同條)トノ間ニ左ノ計算例ノ示ヌ如キ相違アリ

假定一 内地ニ於ケル職員退職金準則ハ各々會社ニ於テモ勤務年數50年ニ

付基本給料150月分ノ割合ナリ因ツテ勤務1年ニ付基本給料5月分ノ割合

トシテ計算ス

假定二 南方占領地常勤期間1年、基本給料月額100圓、賞與支給額年15月分ト假定ス

現行規定ニ依ル退職金増加支給分

$$100 \text{圓} \times 5 \times \frac{50}{100} = 250 \text{圓}$$

改正案ニ依ル在勤慰勞金

$$(100 \text{圓} \times 12 + 100 \text{圓} \times 15) \times \frac{50}{100} = 1,550 \text{圓} (5 \text{倍強})$$

五第三十四條中「第十四條」トアルヲ「第十五條」トシ「第二十五條」ノ下ニ「第二十六條ノ三」ヲ加フ

六第三十七條中「第十三條乃至第十五條」トアルヲ「第十三條、第十

五條、第十五條ノ二」トシ「第二十六條第二項」トアルヲ「第二十

六條之二」「第二十六條ノ三」トス

(理由) 條文整理

(別紙寫添)

(終)

(別紙)

經物第二號ノ一〇九

昭和十九年九月二十日

各主務省主務局長名

南方進出會社社長宛

會社經理統制令第三十八條ノ三ノ規定ニ基ク制限解除ノ件通牒

南方地域(香港占領地ヲ含ム以下同ジ)中陸軍擔當區域ニ常勤スル役員及社員ニ對スル會社經理統制令第三章ノ規定(第十二條及第十三條ヲ除ク)ニ基ク制限ニ付テハ幾ニ之ヲ解除シ置キタル處今般南方地域民間事業給與統制ノ關係規定改正サレタルニ付同關係規定實施後ニ於テハ右役員及社員ニ對スル會社經理統制令第三章ノ規定ニ基ク制限中左記事項ニ付同令第三十八條ノ三ノ規定ニ基キ當分ノ間之ヲ解除スルコトトシ幾ノ制限解除通牒ハ之ヲ廢止ス

海軍

山

記

- 一 第十五條ノ規定ニ基ク役員ノ臨時給與ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ係ル在勤慰勞金ヲ支給セントスル場合
- 二 第十六條ノ規定ニ基ク役員ノ雜給與ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ係ル在勤手當、住宅手當、雜手當ヲ支給セントスル場合
- 三 第二十條ノ規定ニ基ク社員手當ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ係ル在勤手當、住宅手當、家族手當及雜手當ヲ支給セントスル場合
- 四 第二十三條ノ規定ニ基ク社員ノ臨時給與ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ係ル在勤慰勞金ヲ支給セントスル場合

(終)

海軍

山

昭和二十年二月 日

各主務省主務局長名

關係各會社社長宛

會社經理統制令第三十八條ノ三ノ規定ニ基ク制限解除ノ件通牒

今般南方地域中海軍擔當區域ニ於テ「事業給與統制令」(民政府令第四十七號)制定セラレタルニ付同令實施後ニ於テハ同區域ニ常勤スル役員及社員ニ對スル會社經理統制令第三章ノ規定ニ基ク制限中左記事項ニ付同令第三十八條ノ三ノ規定ニ基キ當分ノ間之ヲ解除ス

記

- 一、第十六條ノ規定ニ基ク役員ノ雜給與ニ付事業給與統制令ノ關係規定ニ依ル在勤手當、住宅手當、雜手當ヲ支給セントスル場合
- 二、第二十條ノ規定ニ基ク社員手當ニ付事業給與統制令ノ關係規定ニ依

海軍

山

- ル在勤手當、住宅手當、家族手當及雜手當ヲ支給セントスル場合
- 三、近ク事業給與統制令中一部ヲ改正シ在勤慰勞金規定ヲ同令中ニ加ヘラルル豫定ニ付右改正實施後ニ於テハ左ノ各號ニ付制限ヲ解除ス
- (一)第十五條ノ規定ニ基ク役員ノ臨時給與ニ付事業給與統制令ノ關係規定ニ依ル在勤慰勞金ヲ支給セントスル場合
- (二)第二十三條ノ規定ニ基ク社員ノ臨時給與ニ付事業給與統制令ノ關係規定ニ依ル在勤慰勞金ヲ支給セントスル場合

(終)

海軍

内閣府管下進出企業中会社経理統制令適用会社名簿 三三作製注波

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
鎌倉ハム富岡商會	關東配電株式會社	株式會社鹿島組	鐘淵工業株式會社	大阪精工硝子株式會社	小野田セメント株式會社	大倉土木株式會社	株式會社今津化學研究所	石原産業株式會社	淺野物産株式會社	亞細亞バルブ株式會社	麻生鑛業株式會社
五〇〇(、、)	八〇九四三(、、)	七〇〇〇(、、)	三四〇〇〇(三六六一三〇)	六〇〇(、、)	四三三四〇(四二八九〇)	八〇〇〇(六五〇〇)	一、一五〇(、、)	九三、〇〇〇(六四、一二五)	一〇、〇〇〇(、、)	一九五(、、)	天、〇〇〇(三、三〇〇)
神奈川縣鎌倉郡大船町	芝區田村町 一ノ一	京橋區榎町 二ノ三	品川區大井町 三四七三	東京出張所 緒方商店	京橋區銀座西五ノ一建築會館	京橋區銀座三ノ四	芝區今入町 二三	京橋區銀座三ノ一伊東屋ビル	麴町區丸ノ内ノ六ノ一海上ビル	京橋區銀座一ノ三	麴町區大手町二ノ三野村ビル

海軍

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
昭和洋行	株式會社昭和組事務所	新南興業株式會社	株式會社清水組	三興南方殖産株式會社	興服産業株式會社	國際電氣通信株式會社	興南海運株式會社	興南棉花株式會社	栗林運輸株式會社	共榮興業株式會社	株式會社木田組	加奈木工業株式會社
一、〇〇〇(四、五〇〇)	一、〇〇〇(三、〇〇〇)	五、〇〇〇(三、五〇〇)	一三、〇〇〇(、、)	一〇、〇〇〇(、、)	四、〇〇〇(、、)	八〇、〇〇〇(、、)	二、〇〇〇(、、)	五〇〇(、、)	一、〇〇〇(、、)	二、〇〇〇(、、)	一、四〇〇(、、)	一、五〇〇(、、)
神田區榮町 一六	横濱市中區本町一ノ八	京橋區銀座六ノ五南洋倉庫内	京橋區室町 二ノ一	麴町區丸ノ内二ノ一八岸本ビル	日本橋區本町四ノ六	麴町區丸ノ内二ノ三ノ二	麴町區内幸町二ノ二幸ビル	日本橋區通一ノ五ノ一東海ビル内	麴町區丸ノ内二ノ二丸ビル	芝區琴平町二ノ二關東ビル	神田區須田町一ノ九ノ二	日本橋區通二ノ一住友日本橋

内

海軍

58	臺灣畜産興業株式會社	五〇〇〇〇(三七五〇)	麹町區丸ノ内二仲三號館ノ四
57	大日本油脂株式會社	六〇〇〇〇(四六〇〇)	日本橋區馬喰町二
56	臺灣拓殖株式會社	六〇〇〇〇(五二五〇)	麹町區内幸町二ノ九
55	臺灣多興株式會社	一九〇〇()	麹町區内幸町二ノ九臺灣拓殖内
54	拓南興業株式會社	一〇〇〇()	日本橋區通二ノ一住友ビル
53	大東振興株式會社	三五〇〇()	麹町區丸ノ内二ノ一二
52	株式會社棚橋組	一九八()	麹町區六番町一五
51	大日本紡績株式會社	一四七一七九(二〇四九二)	日本橋區大傳馬町二ノ一
50	住友ボネラ殖産株式會社	二五〇〇()	麹町區丸ノ内二ノ二住友本社東京支店
29	住友鑛業株式會社	五〇〇〇〇()	麹町區丸ノ内一住友ビル
28	品川白煉瓦株式會社	一五〇〇〇(一、一〇〇〇)	麹町區丸ノ内二ノ二丸ビル八階
27	昭和ゴム株式會社	一〇〇〇〇()	京橋區京橋二ノ八
26	島田合資會社	四〇〇()	麹町區丸ノ内三ノ八三菱仲六號

海軍

内

51	東亞鑛工株式會社	六〇、五〇〇(五一七五〇)	京橋區京橋一ノ二國際ビル
50	東京海上火災保險株式會社	八〇、〇〇〇(六二、〇〇〇)	麹町區丸ノ内二ノ二海上ビル
49	豐田自動車工業株式會社	六〇、〇〇〇(四五、〇〇〇)	麹町區有樂町一毎日會館
48	東洋拓殖株式會社	一〇〇、〇〇〇(七五、〇〇〇)	麹町區内幸町一三東拓ビル内
47	東京急行電鐵株式會社	二〇四、八〇〇(一四五、〇一五)	澁谷區大和町一
46	東印度船用品株式會社	三〇〇()	日本橋區人形町一ノ一
45	東印度水産株式會社	一、五〇〇(六五、〇〇〇)	日本橋區中州八ノ一南興ビル内
44	東洋紡績株式會社	九、五〇〇()	日本橋區小網町一ノ三ノ四
43	鐵道工業株式會社	二〇〇、〇〇〇()	京橋區銀座西六ノ六
42	武田製藥工業株式會社	一七五()	日本橋區吳服橋一ノ一國分第三ビル四階
41	臺灣銀行	六〇、〇〇〇(四二、五〇〇)	麹町區丸ノ内一ノ一二
40	田村駒株式會社	八〇〇〇(五七五〇)	日本橋區久松町二
39	大東亞食糧興業株式會社	一〇〇〇〇()	廣島市西觀音町一ノ七八

内

海軍

77	株式會社 間組	六〇〇〇〇〇〇()	赤坂區青山南 一ノ一
76	野村東印度殖産株式會社	三〇〇〇〇〇()	日本橋區通一ノ一 野村ビル
75	野村殖産貿易株式會社	一〇〇〇〇〇()	日本橋區通一ノ一 野村ビル
74	日本木槽木管株式會社	一九八(一四九)	東京出張所 麹町區幸町下段ビル
73	日本木槽木管株式會社	四七、八二五(四四、八〇七)	日本橋區室町一ノ七三 越五階
72	日本木材造船株式會社	一五〇()	麹町區内幸町二ノ二 野村生命
71	日本原皮鞣削統制株式會社	六七五〇()	日本橋區通一ノ二 國分ビル
70	日産火災保險株式會社	一〇〇〇〇()	麹町區丸ノ内 二ノ三八
69	日本タンニン工業株式會社	一七〇〇〇()	麹町區麹町 三ノ二
68	日本共立興業株式會社	五〇〇〇〇()	日本橋區茅場町 一ノ二二
67	日本發送電株式會社	一五四、一〇〇〇(四六、六〇〇)	小石川區小石川 一ノ一ノ二
66	日本鑿泉探鑛株式會社	八〇〇()	京橋區京橋二ノ八 京橋ビル
65	日産農林工業株式會社	二〇、六〇〇(二七、四〇〇)	日本橋區通一ノ九 白木屋五階

海軍

64	日本油脂株式會社	六七、二五〇(五二、六〇〇)	日本橋區通一ノ九 白木屋四階
63	日本製鐵株式會社	八〇〇,〇〇〇()	麹町區丸ノ内二ノ二〇ノ一
62	日東海運株式會社	八〇〇()	麹町區丸ノ内郵船ビル七階
61	日南鑛業株式會社	一〇〇〇〇()	麹町區丸ノ内一六ノ海上ビル
60	南亞企業株式會社	五〇〇〇()	日本橋區本町二ノ五 多津美ビル 三階
59	南洋産業株式會社	一八〇()	深川區木場四ノ二四ノ六
58	南洋製紙株式會社	一九五()	日本橋區小網町一ノ三ノ四 東洋紡績内
57	南洋タンニン開發興業株式會社	三〇〇(一五二)	淺草區桂町一ノ二
56	南洋林業株式會社	一〇〇()	麹町區内幸町一東拓ビル
55	南洋倉庫株式會社	五〇〇〇()	京橋區銀座西六ノ二
54	南洋海運株式會社	四、四〇〇(三、九七二)	麹町區丸ノ内 二ノ六
53	南洋拓殖株式會社	二〇〇〇〇()	澁谷區穩田 三ノ一六四
52	東京瓦斯株式會社	一五〇,〇〇〇(五五,〇〇〇)	麹町區丸ノ内一ノ六ノ一海上ビル

海軍

内

海軍

95	94	93	92	91
大和航運株式會社	ノナド造船株式會社	三井物産株式會社	三井農林株式會社	又一株式會社
三〇〇〇(、)	二〇〇〇(、)	一〇〇〇〇(、)	一〇、四五〇(九四五〇)	三〇〇〇(、)
麴町區丸ノ内一ノ六海上七階	日本橋區通二ノ一大同ビル四階	日本橋區室町二ノ一ノ二	日本橋區室町二ノ一ノ一	神田區材木町二二

内

海軍

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78
マカヰル水産株式會社	ボルネオ造船所	ボルネオ興業株式會社	合資會社ボルネオ物産商會	ボルネオ水産株式會社	米星産業株式會社	株式會社船井製陶所	株式會社二葉商會	鳳敦産業株式會社	平田漁網製造株式會社	日ノ丸航運株式會社	株式會社播磨造船所	株式會社林兼商店
一〇〇〇(、)	一〇〇〇(、)	一〇〇〇(、)	一九〇(、)	二五〇〇〇(、)	一五〇〇(、)		三〇〇〇(、)	二〇〇〇(、)	一〇〇〇〇(、)	一、二〇〇〇(二、二五〇)	三〇〇〇〇(三〇〇〇)	二〇〇〇〇(、)
麴町區内幸町一三 東拓ビル 南洋興發	蒲田區下丸子二	日本橋區室町四ノ三	京橋區木挽町五ノ四明禮ビル四階	京橋區槇町三ノ三北隆ビル	日本橋區通三ノ一大同生命七階	愛知縣知多郡常滑町宮下三六	麴町區丸ノ内一人 興銀ビル 南洋拓殖内	麴町區丸ノ内三ノ〇三菱商會 館内	京橋區京橋一ノ四	麴町區丸ノ内三ノ六仲四號館	麴町區丸ノ内一ノ六海上ビル	麴町區丸ノ内丸ビル六階

内

海-0001

0100

南方政務部 副長
局長

經物第四號ノ三

昭和二十年二月十八日

海軍省經理局第二課長

南方政務部副長殿

南西方面海軍民政府事業給與統制令中改正ニ關スル件照會

會社經理統制令ノ規定ハ同令施行地（内地、朝鮮、臺灣及南洋群島）内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル會社ヨリ南方占領地へ派遣セラレタル役員及社員ノ給與ニ付テモ適用セラルモノニシテ爰ニ陸軍擔當地域ニ付「南方地域民間事業給與統制要綱」制定ニ際シテハ其ノ間ノ法規ノ重複ヲ避クル爲別紙ノ如キ通牒ニ依リ重複スル部分ニ付會社經理統制令ノ制限ヲ解除スルノ措置ヲ講ジアリ南西方面海軍民政府管轄區域ニ對スル昭

海軍

南方政務部
2022.2.21
接收

和十九年民政府令第四十七號ニ依ル事業給與統制令施行ニ際シテモ之ト同様ノ措置ヲ講ズベキ要アルトコロ現行ノ同令ノ規定ヲ以テシテハ會社經理統制令ノ制限解除ニ當リ不具合ノ點アリ且陸軍擔當地域ノ規定ニ比シ不均衡ノ點モアリ此ノ際左記ノ通一部改正ヲ爲セルヲ適當ト認ムルニ候條可然取計相成度

記

一 第五條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金（事業者ガ南方軍政地域ヲ謂フ以下同ジ）ニ常勤シタル役員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常勤勤務止ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ）

（理由）會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ラシメ、南方在勤ニ對スル慰勞ノ意味ノ増加支給額ハ會社經理統制令上ノ退職金ト看做サズ同令第十五條ニ依ル臨時

海軍

海-0001

0101

ノ給與ト看做シ本給與統制令ニ依リ支給セシモノハ同條ノ制限ニ依ラザルコトト爲スヲ可トス 南方ニ在勤セシ役員ノ退職金全部ニ付會社經理統制令ノ制限ヲ解除セシムルコトハ同令ニ於ケル役員退職金ニ關スル規定ノ運用ガ相當複雑ニシテ本給與統制令ノ如キ簡單ナル規定ヲ以テシテハ代償セシメ難キ事情モアリ實現困難ナリ

三 第十三條中「ニシテ」以下「有スルモノ」迄及第十四條並ニ第十五條ヲ削リ第十三條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第十四條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ役員退職金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ第十五條ノ二 役員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル報

海 軍

酬及賞與ノ合計額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス (理由) 役員報酬、職員基本給料及同退職金ニ關スル規定ト歩調ヲ一ニスルヲ可トシ且陸軍擔當地域ニ本社ヲ有シ其ノ他ニ施行セラルル規定ニ依リ制限セラルル場合等考慮セバ舊第十四條ハ削除ヲ可トス

役員退職金ニ付テモ會社經理統制令適用ノ有無ニ依リ規定ヲ分チ在勤慰勞金ハ之ヲ別途ニ規定セントスルモノナリ

三 第十六條中第四號括弧内「又ハ」以下「スルモノ」迄ヲ削リ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 在勤慰勞金(事業者ガ南方占領地ニ常勤シタル職員ニ對シ南方占領地ニ於ケル常時勤務止ミタルトキニ支給スル給與ヲ謂フ) (理由) 役員在勤慰勞金ノ場合ニ同ジ

海 軍

四 第二十六條中第一項但書ヲ削リ第二項ヲ第二十六條ノ二トシ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十六條ノ三 職員在勤慰勞金ハ南方占領地常勤期間中支給シタル基本給料及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

(理由) 在勤慰勞金ヲ退職金ヨリ分離シ且他ノ部分ノ規定形態ニ合セ

第一項ト第二項トヲ別條トセントスルモノナリ

在勤慰勞金ノ額ニ付テハ現行規定ト改正案(陸軍擔當地域ト

同條)トノ間ニ左ノ計算例ノ示ス如キ相違アリ

假定一 内地ニ於ケル職員退職金率則ハ各々會社ニ於テモ勤務年數50年ニ付基

本給料1500月分ノ割合ナリ因ツテ勤務1年ニ付基本給料5月分ノ割合

トシテ計算ス

假定二 南方占領地常勤期間1年、基本給料月額1000圓、賞與支給額年15月分ト假定ス

海 6 軍

現行規定ニ依ル退職金増加支給分

$$1000 \text{圓} \times 5 \times \frac{50}{100} = 2500 \text{圓}$$

改正案ニ依ル在勤慰勞金

$$(1000 \text{圓} \times 18 + 1000 \text{圓} \times 15) \times \frac{50}{100} = 1,350 \text{圓} \quad (5倍強)$$

五 第三十四條中「第十四條」トアルヲ「第十五條」トシ「第二十五條」ノ下ニ「第二十六條ノ三」ヲ加フ

六 第三十七條中「第十三條乃至第十五條」トアルヲ「第十三條、第十五條、第十五條ノ二」トシ「第二十六條第二項」トアルヲ「第二十六條ノ二、第二十六條ノ三」トス

(理由) 條文整理

(別紙寫添)

(終)

海 6 軍

(別紙)

經物第二號ノ一〇九

昭和十九年九月二十日

各主務省主務局長名

南方進出會社社長宛

會社經理統制令第三十八條ノ三ノ規定ニ基ク制限解除ノ件通牒

南方地域(香港占領地ヲ含ム以下同ジ)中陸軍擔當區域ニ常勤スル役員及社員ニ對スル會社經理統制令第三章ノ規定(第十二條及第十三條ヲ除ク)ニ基ク制限ニ付テハ廢ニ之ヲ解除シ置キタル處今般南方地域民間事業給與統制ノ關係規定改正サレタルニ付同關係規定實施後ニ於テハ右役員及社員ニ對スル會社經理統制令第三章ノ規定ニ基ク制限中左記事項ニ付同令第三十八條ノ三ノ規定ニ基キ當分ノ間之ヲ解除スルコトトシ廢ノ

海 7 軍

制限解除通牒ハ之ヲ廢止ス

記

- 一 第十五條ノ規定ニ基ク役員ノ臨時給與ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ依ル在勤慰勞金ヲ支給セントスル場合
- 二 第十六條ノ規定ニ基ク役員ノ雜給與ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ依ル在勤手當、住宅手當、雜手當ヲ支給セントスル場合
- 三 第二十條ノ規定ニ基ク社員手當ニ付南方地域民間事業給與統制ノ關係規定ニ依ル在勤手當、住宅手當、家族手當及雜手當ヲ支給セントスル場合
- 四 第二十三條ノ規定ニ基ク社員ノ臨時給與ニ付南方地域民間事業ノ給與統制ノ關係規定ニ依ル在勤慰勞金ヲ支給セントスル場合

(終)

海 8 軍

事業給與統制令要旨（附、爪哇事業給與統制令トノ比較）
一九二一、一三 南方政務部

一、役員		事業給與統制令（民政府管下）	爪哇事業給與統制令	備考
報酬	<p>第一種事業 會社經理統制令ノ定ムル所ニ依ル（第六條）</p> <p>第二種事業 支給總額ハ從前ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ 新ニ支給セズトストキハ支給總額ニ付認可ヲ要ス（第七條）</p>	同上	同上	許可ヲ要スル場合ハ條文ニ於テ異ルモ其ノ運用方針ニ付ハ同シ
在勤手当	<p>單身者 報酬ノ百分ノ二百以下</p> <p>家族ヲ携行スル者 百分ノ二百五十以下（第九條）</p>	<p>單身者 支給總額ニ付報酬ノ百分ノ二百以下</p> <p>家族ヲ携行スル者 報酬ノ百分ノ二百五十以下トシテ算スルコトヲ得（第十條）</p>		

海軍

石

住宅手当	現物支給 現金支給ヲ爲サントストキハ認可ヲ要ス（第十條）	同上	
雜手当	豫メ之ニ關スル準則ヲ定メ認可ヲ要ス（第十一條）	同上 但シ支給總額ハ報酬ノ百分ノ五十以內（第十二條）	海軍側モ運用方針ニ於テ支給總額ハ報酬ノ百分ノ五十以內トス
賞與	<p>第一種事業 會社經理統制令ノ定ムル所ニ依ル（第十二條）</p> <p>第二種事業 管下ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノハ「別表第一」ニ依ル（第十三條）</p> <p>管下ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルモノハ直前ノ事業年度ノ支</p>	<p>第一種事業 同上 但シ特ニ必要アル場合許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ（第七條）</p> <p>第二種事業 管下ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノハ「別表第一」ニ依ル 但シ特ニ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニアラ</p>	<p>陸軍側ニテハ管下ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ外ハ本令施行地ニ於ケル南方事業ノ負擔トセザルコトト定メラレアリ （運用方針）</p>

海軍

石

	<p>給總額以内 (第十四條) 但シ特ニ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニアラズ (運用方針)</p>	退職金
<p>ズ、此ノ場合經費支辨トスルコトヲ得 (第十三條) マライ、スマトラ、ジャバ、北ボルネオ以外ノ地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ付テハ本店又ハ主タル事務所ニ於テ支給スルモノトス、但シ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニアラズ (第十四條)</p>	<p>在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ニ海軍地區常勤期間中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ加算シタル金額以内</p>	<p>第一種事業 曾社經理統制令ノ定ムル所ニ依ル (第七條) 第二種事業 在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ二分ノ一以下、但シ特別功勞者ニ對シ許可サ</p>
		<p>海軍側ニテモ經理統制令ノ適用アルモノハ當然同令ニ依ルモノナリトノ解釋ナリ</p>

海軍

石

<p>在勤慰勞金</p>	<p>特ニ許可サレタルトキハ特別功勞者ニ對シ加算ノ割合ハ百分ノ百迄トス (第十五條)</p>	<p>レタルトキハ五割ノ範圍内ニ於テ増加支給ヲ爲スコトヲ得 (第十五條)</p>	<p>海軍側規定ナキモ退職金規定ノ中ニ含まレアリ</p>
	<p>規定ナシ</p>	<p>南方地域ニ勤務セル期間支給シタル役員報酬及賞與ノ合計金額ノ二分ノ一以下 (第十六條)</p>	

海軍

石

手在 當勤	手住 當宅	手家 當族	雑手 當
<p>單身職員 基本給料ノ百分ノ二百五十以下 家族ヲ携行スル者 基本給料ノ百分ノ三百以下 (第二十一條)</p>	<p>現物支給 ノ許可ヲ受ス(第二十二條)</p>	<p>扶養家族 一人ニ付月五圓(第二十三條)</p>	<p>支給セントスルトヤハ豫メ之ニ關スル標準ヲ定メ許可ヲ受ス(第二十四條)</p>
<p>支給總額ハ基本給料ノ百分ノ二百五十ノ割合ニ依リ計算シタル金額ノ合計額ニシテ但シ家族ヲ携行スル職員ノ基本給料ノ百分ノ三十ノ割合ニ依リ計算スル金額ヲ加算スルコトヲ得(第二十三條)</p>	<p>同上 (第二十四條)</p>	<p>同上 (第二十五條)</p>	<p>同上 (第二十六條)</p>
<p>海軍側ニ於テモ時ニ許可サレタルトヤハ此ノ限度ニ依ラザルコトヲ得ル方針ナリ</p>			<p>海軍側ニテハ基本給料ノ百分ノ五十以内トス</p>

海軍

三職 員	給基 料本	事業給與統制令(民政府管下)	爪哇事業給與統制令	備考
	<p>第一種事業 初任基本給料金額及基本給料ノ増加支給金額ハ會社經理統制令ノ定ムル所ニ依ル(第十七條)</p>	<p>第二種事業 從前ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ 新採用者ノ初任基本給料ハ別表第二ノ額ニ依リ(第十八條) 昇給額ハ各昇給期ニ於ケル職員ノ對シ前年ノ基本給料ノ百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ズ 間ニシテ各昇給期ニ於ケル職員ノ對シ前年ノ基本給料ノ百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ズ 七ヲ超ユルコトヲ得ズ 社員ノ基本給料ノ百分ノ十ヲ超ユルコトヲ得ズ トタル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ズ(第十九條)</p>	<p>第一種事業 同上 但シ時ニ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラズ(第十八條)</p>	<p>海軍側ニテモ特別ノ場合ハ特別ノ表ニ依リ昇給額ニ付テモ時ニ許可サレタルトヤハ此ノ限度ニ依ラザルコトヲ得ル方針ナリ</p>
	<p>第二種事業 初任基本給料ハ別表第二ノ額ニ依リ(第十九條) 昇給額ハ各昇給期ニ於ケル職員ノ對シ前年ノ基本給料ノ百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ズ 間ニシテ各昇給期ニ於ケル職員ノ對シ前年ノ基本給料ノ百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ズ 七ヲ超ユルコトヲ得ズ 社員ノ基本給料ノ百分ノ十ヲ超ユルコトヲ得ズ トタル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ズ(第十九條)</p>	<p>第二種事業 同上 但シ時ニ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラズ(第十八條)</p>	<p>海軍側ニテモ特別ノ場合ハ特別ノ表ニ依リ昇給額ニ付テモ時ニ許可サレタルトヤハ此ノ限度ニ依ラザルコトヲ得ル方針ナリ</p>	

海軍



三、現金支給額			
役員ノ 報酬及 手当	職員ノ 給料及 手当	役員ノ 賞與	事業給與統制令(民政府管下)
月額 五百盾	一人當平均月額二百五十盾 但シ一人最高四百盾以内	支給額ノ四割相當額 (第二十七條)	爪哇事業給與統制令
月額 四百盾	月額 二百五十盾	支給額ノ百分ノ五十 (第三十條)	備考
			陸軍側ニテハ特ニ許可サレ タルトキハ此ノ限度ニ依 ラザルコトヲ得ル旨規定 シアリ

賞與	退職金	在勤慰勞金
<p>支給總額ハ當該賞與期間ニ於テ職員ノ ニ支給シタル當該賞與期間ニ於テ職員 四分ノ五(十五日分)以内ノ合計金額ノ 前項ノ支給總額ハ基本給料ノ合計金額 額ノ四分ノ三ヲ得ズ(第二十五條)</p>	<p>第一種事業 會社經理統制令ノ定ムル所ニ依ル 但シ南方占領地ニ常勤セル年數ノ 計算ニ付テハ實際勤務年數ノ百分 ノ五十ヲ加算スルコトヲ得 第二種事業 豫メ之ニ關スル準則ヲ定メ許可ヲ 受クルヲ要ス(第二十六條)</p>	<p>規定ナシ</p>
<p>第一種事業 會社經理統制令ノ定ムル所ニ依ル 但シ時ニ依ル可ク受ケタ ルトキハ此ノ限ニテラ ズ(第十八條)</p> <p>第二種事業 同上</p> <p>時ニ許可ヲ受ケタルト キハ此ノ限ニテラズ (第二十七條)</p>	<p>第一種事業 同上</p> <p>第二種事業 同上</p> <p>(第十八、二十八條)</p>	<p>南方占領地ニ在勤シタル 期間支給セル基本給料及 賞與ノ合計金額ノ二分ノ 一以内</p>
	<p>陸軍側ニテハ第二種 事業ノ退職金支給基 準ヲ定メ之ニ依リ認 可スルモノトシテアリ</p>	<p>海軍側ニテハ在勤慰 勞金ハ退職金中ニ考 慮シアリ</p>

海軍

海軍

小

山

四、旅費其ノ他（役員、職員共）		
事業給與統制令（民政府管下）	爪哇事業給與統制令	備考
旅費 準則ヲ定メ許可ヲ受クルヲ要ス （第二十九條）	同 上 （第三十一條）	基準月額ニ付テハ算定表ヲ 選用方針ニ示シアリ
機密費 其ノ他 豫メ基準月額ヲ定メ許可ヲ受クル ヲ要ス、増額セントスルトキ亦同 （第三十條）	規定 ナシ	

註 第一種事業 會社經理統制令ノ適用アル事業者
第二種事業 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者

海軍

海-0001

0109

民政府令第四十七号

事業給與統制令左ノ通り定ム

昭和十九年九月二十四日

南西方面海軍 民政府總監 三橋孝一郎

事業給與統制令

第一條 南西方面海軍 民政府管轄区域内ニ於テ事業 業ヲ營ム本邦人(法人其他團體ヲ含ム以下事業業者ト稱ス)カ本邦人タル役員又ハ職員(民政府管轄区域内ニ本店又ハ主ナル事務ヲ有セザルモノニ付テハ同區域ニ常勤スル者ニ限ル)ニ支給スル給與ニ付テハ本令定ル所ニ依ル但シ事業業者ハ特別ノ事由アルトキハ民政部長官ニ

海軍

申請シ本令適用ノ免除ヲ受クルコトヲ得

第二條 本令ニ於テ役員トハ事業業者ノ取締役監査役顧問相談役其他名稱如何ヲ問ハズ利益金ノ内ヨリ賞與ヲ受クベキ者ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ職員トハ船員及勞務者ヲ除クノ外事業業者雇傭セラルル者ヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ給與トハ報酬給料手当賞與交際費機密費其他名稱如何ヲ問ハズ事業業者が役員又ハ職員ノ職務ヲ對償トシテ支給スル金錢物其他利益ヲ謂フ

第五條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各号トス
一 報酬(事業業者が役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ経費トシテ經理スルモノ

海軍

ヲ謂フ但シ半當ヲ除ク

二半當(報酬ヲ除ク)外事業者が役員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ関シ一定ノ事一実アル場合ニ一定ノ金額數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與ハ又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ

三賞與(事業者が役員ニ對シ定期ニ利益金處分依リ支給スル給與ヲ謂フ)
四退職金(事業者が退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第六條 令社経理院制令適用アル事業業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ同令ノ定ル所ニ依ル
第七條 令社経理院制令適用ナキ事業業者ノ役

海軍

員報酬ノ支給總額ハ從前ノ額ヲ超スルコトヲ得ス

前項ノ事業業者新ニ役員報酬ヲ支給セントスルトキハ其ノ支給總額ニ行政部ノ長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 役員ノ半當ヲ分チテ左ノ各号トス

- 一 在勤半當
- 二 住宅半當
- 三 雜半當(危険半當、傷病半當、物價半當等ヲ謂フ)

第九條 役員ノ在勤半當ハ單身役員ニ在リテハ報酬ノ百分ニ百、家族ヲ携行スル者ニ在リテハ報酬ノ百分ニ百五十ヲ超スルコトヲ得ス

海軍

第十條 役員、住宅手當ハ現物支給トス但シ現物支給ニ代ヘ現金支給ヲ爲サントスルトキハ務メ其ノ支給金額ニ付民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 役員ノ雜手當ヲ支給セントスルトキハ豫メ之ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 會社經理統制令ノ適用アル事業業者ノ役員賞與ノ支給總額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第十三條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業業者ニシテ長政府管轄區域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノハ役員賞與ノ支給總額ハ別表第一ノ金額ヲ超スルコトヲ得ズ

第十四條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ長政府管轄區域内ニ本店又ハ主タル事務

海軍

所ヲ有セザルモノハ役員賞與ノ支給總額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與總額ヲ超スルコトヲ得ズ

第十五條 役員退職金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十二南ヲ占領地(海軍軍政地域ヲ謂フ以下同シ)常勤期間中支給シタル報酬及賞與ノ金額ノ百分ノ五十七ヲ加算シタル金額ヲ得ズ

前項加算ノ割合ハ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス

第十六條 職員ノ給與ヲ分チテ左ノ各号トス

一 基本給料(事業者ハ職員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本トナルハキ固定給ヲ謂フ)

海軍

二半當(基本給料ヲ除クノ外)業者が職員ニ
 對シ定期ニ若ハ職務ニ関シ一定ノ事業アル場合
 一定ノ金額數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與
 又ハ繼續シテ利用セシムル住居其他ノ施設ヲ謂フ
 三賞與(前二号ヲ除クノ外)業者が職員ニ對
 シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ
 四退職金(事業者が退職シタル職員ニ對シ支給
 スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員
 ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)
 第十七條 令社經理統制令ノ適用アル事業者ノ職員
 ノ初任基本給料金額及基本給料ノ増加支給(以
 下昇給ト稱ス)金額ハ同令ノ定ル所ニ依ル
 第十八條 令社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ

海軍

職員ノ基本給料ハ從前額ヲ超レコトヲ得ズ
 前項ノ事業者ノ新規採用職員ノ初任基
 本給料ハ別表ヲ定ムル金額ヲ超レコトヲ得ズ
 第十九條 令社經理統制令ノ適用ナキ事業者
 ノ職員ノ基本給料ノ昇給金額ハ各昇給期ニ
 於テ職員ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月
 額ニ對シ前同ノ昇給後経過シタル期間ニ應ジ
 各年基本給料月額百五十分ノ超ニ社員ニ在
 リテ八百分ノ下ヲ基本給料月額百二十分以下ノ社
 員ニ在リテ八百分ノ下ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金
 額ヲ超レコトヲ得ズ
 第二十條 職員手當ヲ分テ左ノ各号トス
 一 在勤手當

海軍

一 住宅手当
 二 家族手当
 三 雑手当(危険手当、傷病手当、居残手当、宿直手当、物價手当等ヲ謂フ)
 第四十條職員ノ在勤手当ハ單身職員ニ在リテハ基本給料ノ百分ノ二百五十、家族ヲ携行スル者ニ在リテハ百分ノ三百ヲ超ニルコトヲ得ズ
 第四十一條職員ノ住宅手当ハ現物支給ニ代(現金支給)キル爲メサントスルキハ豫メ其ノ支給金額ニ付民政部長官ノ認可ヲ受クベシ
 第四十二條職員ノ家族手当ハ扶養家族一人ニ付月五箇ヲ超ニルコトヲ得ズ
 前項ノ扶養家族ハ左ノ掲グル者ニシテ主トシテ當該

海軍

職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ
 一 配偶者(内縁関係ヲ含ム)
 二 満六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
 三 満十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
 四 不具ノ癩疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
 第四十四條職員ノ雑手当ヲ支給セントスルキハ豫メ之ニ関スル規則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ
 第四十五條職員賞與ノ支給總額ハ當該賞與期間ニ於テ職員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ五(年十五月分)ヲ超ニルコトヲ得ズ
 前項ノ支給總額中基本給料ノ合計金額ノ四分

海軍

ノ三ヲ超スル金額ニ付テハ之ヲ経費トシテ經理スルコトヲ得ズ

第二十六條令社經理統制令ノ適用アル事業業者ノ職員退職金ハ同令ノ定ル所ニ依ル但シ南才占領地ニ賞勤セル年數ヲ計算ニ付テハ實際勤務年數ノ百分ノ五十ヲ加算スルコトヲ得ズ
令社經理統制令ノ適用ナキ事業業者ハ務人職員

海軍

退職金ニ関スル準則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受ケ
ズ

第二十七條事業業者ハ役員及職員ニ對シ左ノ金額ヲ超エテ給與ノ現金支給ヲ爲スコトヲ得ズ
一 役員ノ報酬及手当當ニ付テハ月額額五百盾
二 職員ノ給料及手当當ニ付テハ一人當平均月額額二百五十盾但シ一人最高四百盾ヲ超スルコトヲ得ズ
三 役員及職員ノ賞與ニ付テハ支給額ノ四割相當額
第二十八條事業業者ノ役員及職員ハ現地ニ於テ受ケ
ベキ給與ノ總額が夫々二前條各号ニ定ル制限額ヲ超
スルトシテ其ノ超過額ニ相當スル金額ハ之ヲ内地拂トシ又
ハ内地ニ送金スルベシ
第二十九條事業業者ハ役員又ハ職員ニ支給スル手帳費

海軍

ニ関スル准則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ
第三十條 事業者ハ機密費、交際費、接待費又ハ
廣告宣傳費其他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利
益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ニ付豫メ基準月額ヲ定メ
民政部長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ増額セントスルトキ
亦同ジ

第三十一條 事業者ハ何等ノ名儀ヲ以テスルヲ問ハズ
本令ノ規程ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
第三十二條 事業者ハ毎年三月末及九月末現在ニ
於テ其ノ役員及職員ノ種別、員數、給與現地支
給額、同内地拂額及同内地送金額等ヲ民政部
長官ニ届出ブベシ

第三十三條 民政部長官ハ必要アルトキ八前條ニ定ムルモ

海 軍

ノ外報告ヲ徴シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル
場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其他ノ
物件ヲ検査セラルコトヲ得

第三十四條 事業者ハ特別ノ事由アルトキハ民政部長
官ノ許可ヲ受ケテ第一條ノ九條、第十三條、第十四
條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十五條若ハ
第二十七條ノ規定ニ依ル制限額ヲ超テ給與ノ支給ヲ
爲シ又ハ第二十八條ノ規定スル方法ニ依ラザルコトヲ得
第三十五條 民政部長官ハ役員又ハ職員ノ給與及
其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲メ必要アリト認ケルトキハ
事業者ニ對シ役員若ハ職員ノ給與ノ金額若ハ支
給方法ニ関シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ給與ニ関スル
準則ノ制定変更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

海 軍

第三十六條 民政部長官適當ト認ルトキハ本令ニ基テ職權ノ全部又ハ一部ヲ州知事ニ委任スルコトヲ得

第三十七條 第十九條乃至第二十一條乃至第二十三條乃至第二十五條乃至第二十七條乃至第二十九條乃至第三十一條ノ規定ニ違フシタルモノハ二年以下ノ監禁又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 若シ第三十三條ノ規程ニ依ル報告ヲ為サズ若シ虛偽ノ報告ヲ為シ又ハ第三十三條ノ規定ニ依ル當該職員ノ實地検査ニ際シテ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ妨グ忌避シ若シ虛偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタルモノノ罰亦前項

海軍

二同ジ

第三十八條 法人其ノ他ノ團體（以下團體ト稱ス）代表者又ハ團體若シ代理人使用人其ノ他ノ從業者其ノ團體又ハ人ノ業務ニ関シテ前條ノ違フ行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ團體又ハ人ニ對シテ前條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本令ハ昭和十九年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
事業者ハ本令ニ基テ給與ニ関シテ要ノ調整ヲ爲シ其ノ給與額ヲ別紙様式ニ依リ本令施行後一月以内ニ民政部長官ニ報告スベシ
本令ニ於テ民政部長官トアルハ民政府總監ノ指定スル事業者ニ就テハ民政府總監トス

海軍

民政部訓令第九十六號

昭和十九年九月二十四日

南西方面海軍民政行政總監 三橋孝一郎
各民政部長官 殿

事業給與統制令実施ニ關スル件

訓令

首題ノ件 來ル十月一日ヨリ実施スルコトトシタルニ付別紙事業給與統制令運用方針ニ基キ之ガ遵守ニ遺憾ナキヲ期スルニシテ

才一條同條

一、本條ニ於テ事業トハ國、公共團體又ハ之ニ準ズルモノ以外ノ經營ニ係ル事業者ヲ謂フ

二、本條ニ於テ事業者トハ本令施行地内ニ事務所ヲ有スル者ニ

海軍

シテ左ニ掲グルモノヲ謂フ

(イ) 本邦ニ於ケル法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ經營ニ係ルモノ

(ロ) 本邦ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ經營ニ係ルモノ

(ハ) 本邦人が其ノ出資額又ハ議決權ノ過半ヲ占ム法人ノ經營ニ係ルモノ

(ニ) 事業主が本邦人ナルモノ

(ホ) 系各條ニ掲グルモノノ外出資金、經營者其ノ他諸般ノ事情ヨリ觀テ當該事業ノ實質的支配權が本邦人ニ在ルモノト認めラルルモノ

三、本條但書ノ規定ニ依リ免除ハ大體個人事業中給與統制ノ要ナキモノ又ハ給與統制ヲ著シク困難トスルモノニ付テノミ爲スコト

四、常勤スル役員又ハ職員トハ一年ノ中ニ一分以上在勤スル者又ハ在勤スルト認めラルル者ヲ謂フ

海軍

第三條 同條

一 合名會社及合資會社ノ業務執行社員、社團法人又ハ
組合ノ理事、監事等ハ役員トシテ取扱フコト
二 取締役兼支配人ノ如ク役員トシテ職員トシテ業務スル場合ノ
給與ハ本令施行系ヨリノ制度ニシテ特ニ弊害ナキ場合ニ
限リ其ノ給與ヲ認めルニ然ラザル場合ハ孰レカ主ナル一方ハ給與
ノミヲ認めルコトニ取扱フコト

第三條 同條

一 事業者ノ工員守衛、タイピスト、愛話交換手、自動車
運轉手、売子其ノ他之ニ準ズルモノニシテ事業者が給料
又ハ賞与ノ支給其ノ他ニ同シ職員ト同條ノ待遇ヲ爲ス場合
ハ職員トシテ取扱フコト

海軍

第四條 同條

一 機密費、交際費等ニシテ事業者が役員又ハ職員ニ付シ
海切トシテ支給シタルモノハ経費處分ナルト利益金處分
ナルトヲ問ハズ役員又ハ職員ノ職務ノ討償トシテ支給シタル
モノニ取扱フコト

第七條 同條

一 本條ニ關スル認可ハ左ニ掲グル場合等ニ之ヲ爲スモノトス
不従末報酬が過リニテ賞与が過大ナリシ事業者が本
令施行ノ結果減額セラレベキ賞與ノ一部ニ組入セントス場合
且事業者規模が拡大シタル事業者が其ノ拡大ニ應ジタル増給
ヲ爲セントスル場合
ハ従前役員報酬ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事
業年度ノ役員報酬ナルトキハ事業者規模、業種、業積
等ニ付他ノ事業者ノ一般水準ヲ勘案シテ適宜ト認めラルル

海軍

額ヲ限度トシ之ヲ許可スルコト

ニ合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ合併前ノ各会社ノ最終ノ事業年度ノ役員報酬ノ合計額ノ範圍ニ於テ之ヲ許可スルコト

オ八條関係

一 在勤手當ニハ食費ヲ含ム。從テ食費等ヲ現物支給ヲ爲ス場合ハ其ノ相當金額ヲ在勤手當ヨリ減ズルコト

オ十六條ノ場合亦同シ

二 在勤手當トハ家賃、瓦斯、電気料、水道料、使用人給料ヲ謂フ

オ十六條亦同シ

三 役員又ハ職員ニシテ本邦ヨリ出張ノ形式ニテ南方占領地或ニ滞在スル者ト雖モ其ノ実体ニ於テ常勤ト認めラレル者ニ

海軍

オ十一條関係

付テハ其ノ受ケル旅費ハ之ヲ在勤手當トシテ取扱フコト

一 役員ノ雜手當ノ支給總額ハ報酬ノ百分ノ五トテ超エザル

範圍内ニ於テ之ヲ定ムルコト

オ十三條関係

一 本令施行地内ニ本令又ハ主タル事務行ヲ有スル事業者ノ純益金ノ計算ハ當該事業ニ屬スル總テノ純益金ヲ合算シタルニ依ルコト

二 純益金生ゼザル事業者ノ役員賞與ハ之ヲ支給シ得ザル

ルヲ原則トスルニ操業開始ニ至ラザル場合其ノ他利益ヲ生ゼザル原因が當該経営ノ責ニ歸スベカラザル

由アルトキハ他ノ事業者ノ一般水準ヲ参照シ適當ノ額ヲ繰込損失金ニ計上シ又ハ積立金ヲ以テ支拂フコトヲ得

海軍

ルモノトス

才十四條関係

一、直前事業年度ノ賞與支給額ハ本令施行地内ニ於ケル
支店又ハ從タル事務所ニ在勤スル役員ニ付スル賞與ノ合計
金額ニ依ルコト

二、本條ニ關スル特別ノ許可ハ左ノ場合等ニ之ヲ為スモノトス
イ、本令施行地内ニ於ケル支店又ハ從タル事務所ニ在勤スル
役員數が増加シタル場合

ロ、本令施行地内ニ於ケル事業ヨリ生ズル純益金が著シク
増加シタル場合

第十八條関係

一、特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本
給料ハ左表ノ範圍内ニ於テ許可スルモノトス

海 軍

二、轉職者ニ付テハ前職ニ於テ最後ニ受ケタル報酬月額又ハ甚
本給料月額ト本令別表ヲニ掲ゲル金額ニ當該事業ノ職
員中ノ別表ヲニ示スルニ依ル學歷及卒業後ノ經過年
數當該轉職者ト同称ナル者基本給料月額トシ三者ノ中
多ク金額ニ依ルコトヲ得ルモノトス、但シ一ニ該者スル場合ヲ
除ク

才十九條関係

一、本條ニ於テ職員トハ本令施行地内ニ本店又ハ主タル事務所
ヲ有スル事業者ニ付テハ其ノ事業ニ從事スル職員ノ全部
ヲ謂ヒ本令施行地内ニ支店又ハ從タル事務所ニ在勤スル
職員ノ全部ヲ謂フモノトス

二、年二回ノ定期昇給ヲ為ス場合ニ在リテハ才二回ノ定期昇
給直前ニ於ケル基本給料月額ヲ以テ才二回ノ定期昇給直前

海 軍

ニ於ケル基本給料月額ト見做シ昇給回数ニ拘ラス各年一定率(百分ノ又ハ百分ノ十)トナル如クスルコト

三年以上ノ期間ニ付一回ノ定期昇給ニ對シテ天經過期間ニ應ジ各年百分ノ又ハ百分ノ十トナル如ク計算スルモノトシ經過期間ノ計算ハ曆ニ從テ月數ヲ以テシ月未滿ノ端數ニ付テハ十カ月ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ捨テ

四定期昇給ノ時期(之ヲ変更スル場合亦同ジ)ハ之ヲ展出デシハレバトシ或可ク一年一回ニ統一スル如ク指導スルコト

五特別ノ許可ハ左掲タル場合等ニシテ之ヲ為スモノトス

一ノ入營シタル職員(陸軍 陸軍現役ニ服スル將校又ハ海軍 海軍現役ニ服スル士官ト為リタル者ヲ含ム)ノ召集者ヲレタル職員又ハ徵用セラレタル職員 退營シ又ハ召集者ハ徵用ヲ解除セラレテ召集ノ勤務ニ服シタル場合ニ於テ

海軍

當該職員ニ行爲ス昇給

一基本給料が本令別表オニ定ムル金額ニ達セザル職員ニ行爲ス昇給ニシテ其ノ昇給後ノ基本給料が別表オニ定ムル金額ヲ超エザルモノ

二基本給料が他ノ召集者ノ一般水準ニ比シテ高ル召集者ノ一般水準迄引エケル爲メ水準化昇給ヲ爲ス

トキ

三危篤ニ陥リタル職員又ハ退職セントスル職員ニシテ特ニ功勞アリタル者ニ付爲ス昇給ナルトキ

亦其他當該昇給が定期昇給期迄延引シ得ザル事情アルモノニシテ事由適當ト認メラルル場合

右各條ハ臨時昇給トシテ之ヲ許可スルコトヲ得ルモノハ等ニ付テハ或可ク定期昇給時ニ於ケル限度外昇給トシテ許可ス

海軍



六 臨時昇給行ハタル後最初ノ定期昇給ニ付テ臨時昇給後基本給料月額額以下ニ
 ルヤク指導スルコト 該定期昇給前ノ基本給料月額額ト見做シ臨時昇給ヲ
 七 初任者ニ付テハ初任時ノ一回ノ昇給ト見做ス 前昇給ト見做ス
 才三 條 同 條

一 特別ノ許可ハ左記ノ場合等ニ之ヲ為スルコトス
 一 本令施行前ヨリ支給セル在勤手当ノ額ガ本令ニ定ムル
 限度ヲ超過シ居ル場合ニシテ該政部長官ニ於テ要
 該事業ノ規模、業績、能力等ニ鑑ミ特ニ弊害ナシ
 ト認ムル場合
 二 其ノ基本給料が同種ノ同規模ノ他ノ事業者ノ基本給料ノ
 一般的不準ニ依リ著シク低ク本令施行前ニ於テハ手当ノ
 支給ニ依リ此ノ間ノ均衡ヲ保リ来リシ事業者ニ付本令ノ施
 行前ノ基本給料手当ノ合計額ガ他ノ事業者ノ其レニ
 比シ著シク低キニ過ルル場合

海 軍

ハ 其ノ基本給料係下級職員ニ付本條ノ限度内ニ於ル手
 當ヲ以テシテハ其ノ生活困難ナリト認ムル場合

第三四條 同 條

各地ノ実情ニ應ジテ要已ムラ得ズト認メラルルモノニ付各
 種雜手當ノ合計金額(保険料ノ補給金ヲ含ム)基本給
 料月額ノ百分ノ九十五ノ範圍内ニ於テ之ヲ認ムルコト

才三 條 同 條

一 本條才一項ノ職員ニ支配人、支店長等ノ事業經營上
 必要ノ地位ニ在ル者ヲ之ニ含ムルコト
 二 以テノ事業者ノ役員又ハ職員ヲ業務スル者ニ付テ之
 其ノ親金又給額ハ本條ニ定ムル金額ヲ限度トスルコト

第三 條 同 條

一 給與ノ中現金支給制限額ヲ超スル部分ニ付テハ原則ト

海 軍

シテ當初ヨリ内地拂ト爲サシハキモノナルニ事業者ノ經理
 上内地拂ト爲る困難トスル場合ニハ送金ヲ爲シムルニ
 二制限額ヲ超ニシ現金支給ヲ認めル特別ノ場合ハ病氣其
 ノ他ノ事故ヨリ長期継続的ニ多額ノ支出ヲ要ス
 ル場合等ヲ指スモノシテ右以外ハ原則トシテ許可セザル
 三本條ニ定ル方法ニ依ラザルコトヲ認めル特別ノ場合ハ生活
 ノ本據ヲ現地ニ有シ内地ニ給与ヲ交付スベキ家族等ヲ有
 セザル場合(例之復讐邦人等)ヲ指シ此ノ場合ニ現地ニ於
 テ超過カク貯蓄セシムルモノトス但シ個人的貯蓄ノ方
 法ハ有名無実トナル虞アリテ事業代表者名義ノ
 団体貯蓄ヲ爲サシノ得又ハ他地域ニ転勤等ノ場合
 ヲ除クノ外引キテ禁ズル等適宜ノ方法ヲ採ラシムルニ
 四現金支給制限額ノ範圍内ニ於テ之監視ヲ履行シ得ルニ
 海 軍

海 軍

蓄ヲ履行スル貯蓄等スルコト
 第三九條關係
 一旅費規則ニ依ル日當及宿泊料ノ最高限度ハ兩者
 合計長政府管轄地域及凡陸ニ在リテハ日三十五圓以
 前記以外ノ地ニ在リテハ其他ノ物價事情ヲ斟酌シ適
 宜ノ割合ヲ爲シ得ルコトトスルコト
 第三十條關係
 基準月額ノ概ネ左表ニ掲ゲル金額ノ範圍内ニ於テ認可
 スルコト
 海 軍

海 軍



株家費等又ハ廣告宣傳費等基準月額算定表萬分率
 此該事業年度初ノ運用資本金額
 株家費等全額算定表

運用資本金五十萬盾以下ナルトキ	一〇〇	四二六
運用資本金二十萬盾ヲ超テ三十萬盾以下ナルトキ	九五〇	三三六
運用資本金十萬盾ヲ超テ二十萬盾以下ナルトキ	九〇〇	二七〇
運用資本金五萬盾ヲ超テ十萬盾以下ナルトキ	八五〇	二二一
運用資本金七千五百盾ヲ超テ一萬盾以下ナルトキ	八〇〇	一九八
運用資本金五百萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	六九六	一五六
運用資本金三百萬盾ヲ超テ一萬萬盾以下ナルトキ	五九四	一三四
運用資本金二百萬盾ヲ超テ一萬萬盾以下ナルトキ	四八四	一一三
運用資本金一百萬盾ヲ超テ一萬萬盾以下ナルトキ	三九四	〇九六
運用資本金五十萬盾ヲ超テ一萬萬盾以下ナルトキ	三三三	〇八五
運用資本金五十萬盾ヲ超テ一萬萬盾以下ナルトキ	二九四	〇七四

海 算

運用資本金七百萬盾ヲ超テ一萬萬盾以下ナルトキ	二六六	〇六三
運用資本金千萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	二三八	〇五二
運用資本金五百萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	二一七	〇四五
運用資本金三千萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	二〇二	〇三九
運用資本金二千五百萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	一九一	〇三六
運用資本金三千萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	一七八	〇三二
運用資本金四千萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	一六六	〇二八
運用資本金五千萬盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	一五七	〇二五
運用資本金七千五百盾ヲ超テ一萬五千萬盾以下ナルトキ	一四九	〇二一
運用資本金一億盾ヲ超テ一億五千萬盾以下ナルトキ	一三九	〇一七
運用資本金一億五千萬盾ヲ超テ一億五千萬盾以下ナルトキ	一三二	〇一五
運用資本金二億盾ヲ超テ一億五千萬盾以下ナルトキ	一二七	〇一三
運用資本金三億五千萬盾ヲ超テ一億五千萬盾以下ナルトキ	一二四	〇一二

海 算

運用資本金三億盾ヲ超工四億盾以下ナルトキ	六一八	〇.一〇
運用資本金四億盾ヲ超工五億盾以下ナルトキ	一一四	〇.〇九
運用資本金五億盾ヲ超工九千九百	一一〇	〇.〇八
才三十二條關係		
屬出六次頁様式甲及乙ニ依ラシムルコト		

海

軍

甲

年 月分給與支拂高報告書
民政部長官邸

事業所在地
事業氏名

代表者氏名 (印)

役員別	職員別	報酬又は 基本給料	在勤手当	家族手当	雑手当	合計	内 訳				住宅手当	
							外地渡	内地送金	預貯金	現地支給		
役員												
職員												

- 註
1. 本表ハ毎年三月末及九月末ニ於テ去月中支給シタル給與ノ月額ヲ各欄区分ニヨリ記載スルモノトス
 2. 雑手当欄ニハ在勤手当、家族手当及住宅手当ヲ除ク一切ノ手当ノ合計額ヲ記入スルモノトス(現物支給アル場合ハ其ノ事業者支辨額ヲ合算ス)
 3. 内地送金額及預貯金額ニ付テハ備考ヲ設ケ取組依頼先及預リ先別ニ金額ヲ明示スベシ
 4. 住宅手当欄ニハ家賃、電気料、瓦斯料、水道料及使用人給料ノ合計額ニ付現物支給ノ事業者支辨額ヲ現金支給ノ場合ハ其ノ金額ヲ分明記載スベシ



乙

自 年 月 間 賞 典 支 拂 高 報 告 書

事業所 所在地
事業 者 名
代表者 氏 名

役職員別	員数	賞典額	内 訳			
			内地渡額	内地送金額	現地預金額	現地支給額
役員						
職員						

註 1. 本表は毎年三月末及九月末に於て最近半年間を支給した賞典額及其内訳各欄にヨリ記載スルモノトス

2. 内地送金額及現地預金額は付テハ備考に設ケ取組依頼先及預ケ先別ニ金額ヲ明示スベシ



海軍	陸軍	内務	文部
逓送	司法	農林	商工
衛生	教育	勸業	交通
警備	警察	消防	衛生

民政府訓令第八十二號

昭和十九年八月十日

八月十日送分

19. 8. 22
R91

南西方面海軍民政府總監代理

海軍少將 富 永 昌 三

各民政府部長官ノ殿

事業現住民職員暫定給與統制令ノ件訓令

近時原住民事務員及技術員ノ不足ニ伴ヒ管下諸事業ニ在リテハ漸次原住
民職員給與ノ引上ヲ見ル傾向アル處斯クテハ一般諸物價ノ昂騰ヲ來スノ
ミシラズ業者自任ニ取リテモ事業ノ圓滑ナル運営ニ支障ヲ來ス虞アルヲ
以テ別紙ノ通事業原住民職員暫定給與統制令ヲ制定シ給與支給ノ適正化
ヲ圖ルコトトシタルニ付之ガ實施ニ關シ遺憾ナキヲ期スベシ

(別紙添)

(終)

寫送付先

第二南遣艦隊參謀長

海軍省南方政務部長

第二海軍經理部長

全阿カツツル支部長

全バリクバパン支部長

各州知事

民政府經機密第一四〇號

昭和十九年八月十日

各民政府部長官 殿

南西方面海軍民政府經濟局長

專業原住民職員暫定給與統制令施行ニ關スル件申進
首題民政府令制定セラレ候處之ヲ施行ニ關シ左記諸點留意相成度

記

- 一 本令ハ給與ノ競争的引上ニ因ル職員ノ爭奪防止及經費膨脹ノ抑制ヲ目的トシ差當リ職員ノ初任給及昇給率ニ付テノ具體的規定ヲ設ケタリ
- 二 賞與及手當ニ關シテハ其ノ規則ノ届出ニテ足ルコトトシタルハ之等ニ付テハ主トシテ專業者ノ自発的協力ニ俟ツコトヲ適當ト認メタルニ依ルモノナルモ民政府ニ於テハ地方ノ特殊事情ヲモ考慮シ概ネ左ノ標準ニ依リ可然指導監督スルコト

一 賞與ニ付テハ年額基本給料ノ一ヶ月以内
 二 手當(家族手當、職務手當、地方手當等)ニ付テハ當該地域ニ於ケル民政部原住民職員ニ準ジ、第二南遣艦隊特殊使役者給與規程制定セラレタル後ハ該規定ニ依ルコト
 三 特殊技師等ニシテ他地區ヨリ採用スル場合等相當高給ヲ支給スルニ非ザレバ採用困難ナル事情アルトキハ本令第七條ニ依ル特別ノ許可ヲ爲スコト
 四 年階ニ於ケル昇給期及賞與ノ支給期ハ成ル可ク業者間ニ於テ協定セシメ且昇給額及賞與支給額ニ付テハ其ノ都度之ヲ民政部ニ報告セシムルコト
 五 本令第四條ニ依ル給與規則ハ二部徴求シ一部ヲ本府ニ送付スルコト規則ノ變更アリタルトキ亦同シ

(終)

第二南遣艦隊參謀長、第百二海軍巡理部長
 幕僚長
 海軍省南方政務部長、各州知事

民政府令第四十二號

臺灣原住民職員暫定給與統制令左ノ通定ム

昭和十九年八月十日

南西方面海軍民政府總監代理

海軍少將 高 永 昌 三

事業原住民職員暫定給與統制令

第一條 南西方面海軍民政府管下ニ於ケル事業者ノ雇傭スル原住民職員ノ給與ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 事業者職員ヲ新ニ雇傭スルトキ其ノ基本給料月額ハ別表ニ定ムル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條 職員ノ基本給料ノ昇給金額ハ各昇給期ニ於ケル職員ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ對シ前同ノ昇給後経過シタル期間ニ照シ各年基本給料月額百盾ヲ超ユル職員ニ在リテハ百分ノ一、基本給料月額百盾以下ノ職員ニ在リテハ百分ノ十ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 事業者ハ職員ニ支給スベキ給料、賞與、手當等ニ關スル給與規則ヲ定メ民政部長官ニ届出ツベシ之ヲ變更ヒントスルトキ亦同シ
事業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス前項ノ給與規則ニ依ラザル給

與ノ支給ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 民政部長官必要アリト認ムルトキハ專業者ニ對シ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ給與ニ關スル規則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命スルコトヲ得

第六條 民政部長官必要アリト認ムルトキハ給與ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、其ノ他ノ物件ヲ檢査ヒシムルコトヲ得

第七條 專業者ハ特別ノ事情アルトキハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ第二條及第三條ノ規定ニ依ル制限額ヲ超エテ基本給料ヲ支給シ又ハ昇給ヲ爲スコトヲ得

第八條 民政部長官適當ト認ムルトキハ本令ニ基ク職務ノ全部又ハ一部ヲ州知事ニ委任スルコトヲ得

第九條 第二條乃至第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ監禁又ハ三千盾以下ノ罰金ニ處ス

第五條ニ依ル民政部長官ノ命令ニ違反シ又ハ職員ノ給與ニ關シ民政部長官ノ命ジタル報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ民政部長官ノ命ニ依ル當該職員ノ検査ヲ妨ゲ若ハ忌避シタル者ノ罪亦前項ニ同シ

附則

本令ハ昭和十九年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ニ依ル届出ハ本令施行後一月内ニ之ヲ爲スベシ

別表

學 歴

基 本 給 料 月 額

一 大學卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	百三十盾 ニ付リテハ但シ卒業後一年以上ヲ經過セル者ニ付八盾ヲ加算シタル金額
二 高等專門學校卒業者又ハ之ニ準スル學識技能ヲ有スル者	七十盾 付五盾ヲ加算シタル金額
三 中等學校卒業者又ハ之ニ準スル學識技能ヲ有スル者	四十盾 付三盾ヲ加算シタル金額
四 實業學校卒業者又ハ之ニ準スル學識技能ヲ有スル者	三十盾 付二盾ヲ加算シタル金額
五 上級公學校卒業者又ハ之ニ準スル學識技能ヲ有スル者	二十盾 付一盾ヲ加算シタル金額
六 學校卒業者以外ノ者ニシテ年齢滿十八歳未滿ノ者	十五盾



海軍省
 南方政務部
 局長
 副局長
 第一部長
 第二部長
 第三部長
 第四部長
 第五部長
 第六部長
 第七部長
 第八部長
 第九部長
 第十部長

極秘

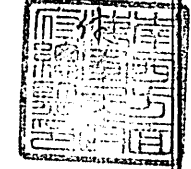
民政府機密第二八七號

昭和十九年八月三日

八月四日送

南西方面海軍民政府總監代理

海軍少將 富永昌三



南方政務部
 19.8.14
 封
 天69

第二南遣艦隊司令長官 殿

事業給與統制令制定ノ件上申

民政府管下ニ於ケル事業ノ給與統制ニ付テハ昭和十八年二月民政府訓令第二十三號商社給與統制ノ件ヲ實施シアル處右ハ單ニ現地ニ於ケル給與ノ現金支給額ヲ制限セルニ止マリ給與額自体ニ付テハ何等統制ヲ加ヘ居ラサル爲漸次給與ノ増嵩ヲ見ル傾向アリ斯クテハ現地事業ノ生産費等ノ採算ヲ適當ニ膨脹セシメ生産品等ノ價格昂騰ヲ醸成シ延テハ一般物價高ノ悪循環ヲ招來スル虞アリ旁々近ク中央ニ於テ南方事業ノ損失補償及利益保障ニ付特別措置ヲ講ゼラルルコトニ相成居ルニ鑑ミ

海軍

之ニ對處スル爲概ネ本邦ニ於ケル會社經理統制令ニ準據シ別紙一ノ通民間事業給與統制令ヲ制定シ以テ當府管下事業ノ給與ノ支給額及支給方法ヲ規正スルコトト致度候係認許相成度
 追而中央ニ於テハ事業給與統制令實施差支無キ内意ニ有之(別紙二參照)

(別紙添)

寫送付先

海軍省南方政務部長
 第二百二海軍經理部長

海軍

海-0001

0138

民間事業給與統制令案

第一條 南西方面海軍民政府管轄區域内ニ於テ民間事業ヲ營ム本邦人（法人其ノ他ノ団体ヲ含ム）以下事業者ト稱ス。ガ本邦人タル役員又ハ職員（民政府管轄區域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルモノニ付テハ同區域ニ常勤スル者ニ限ル）ニ支給スル給與ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ事業者ハ特別ノ事由アルトキハ民政部長官ニ申請シ本令ノ適用ノ免除ヲ受クルコトヲ得

第二條 本令ニ於テ役員トハ事業者ノ取締役、監査役、顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ利益金ノ内ヨリ賞與ヲ受クベキ者ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ職員トハ船員及勞務者ヲ除ク、外事業者ニ雇傭セラレル者ヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ給與トハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ事業者ガ役員又ハ職員ノ職務ノ對價トシテ

海軍

支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第五條 役員ノ給與ヲ分テ左ノ各號トス

一 報酬（事業者ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ手當ヲ除ク）

二 手當（報酬ヲ除ク、外事業者ガ役員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ）

三 賞與（事業者ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ）

四 退職金（事業者ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ）

第六條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ従前

海軍

長崎縣

ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ事業者新ニ役員報酬ヲ支給セントスルトキハ其ノ支給總額ニ付
 民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 役員ノ手當ヲ分チテ左ノ各號トス

- 一 在勤手當
- 二 住宅手當
- 三 雑手當（危険手當、傷疾手當、物價手當等ヲ謂フ）

第九條 役員ノ在勤手當ハ單身役員ニ在リテハ報酬ノ百分ノ二百ノ家族
 ヲ携行スル者ニ在リテハ報酬ノ百分ノ二百五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條 役員ノ住宅手當ハ現物支給トシ但シ現物支給ニ代ヘ現金支給ヲ
 爲サントスルトキハ豫メ其ノ支給金額ニ付民政部長官ノ認可ヲ受クベ
 シ

第十一條 役員ノ雑手當ヲ支給セントスルトキハ豫メ之ニ關スル準則ヲ

海軍

長崎縣

定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員賞與ノ支給總額ハ同
 令ノ定ムル所ニ依ル

第十三條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ民政府管轄區域内ニ
 本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ役員賞與ノ支給總額ハ別表第一
 ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ民政府管轄區域内ニ
 本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルモノノ役員賞與ノ支給總額ハ直前ノ
 事業年度ニ付支給シタル役員賞與總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 役員退職金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分
 ノ五十二ニ南万占領地（海軍軍政地域ヲ謂フ）以下同シニ常勤期間中支給
 シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ加算シタル金額ヲ超ユル
 コトヲ得ズ

海軍



前項ノ加算ノ割合ハ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ百分ノ百迄トス

第十六條 職員ノ給與ヲ分テテ左ノ各號トス

一 基本給料(事業者ガ職員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本トナルベキ固定給ヲ謂フ)

二 手當(基本給料ヲ除クノ外事業者ガ職員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル優厚其ノ他ノ施設ヲ謂フ)

三 賞與(前二號ヲ除クノ外事業者ガ職員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)

四 退職金(事業者ガ退職シタル職員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)

第十七條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ職員ノ初任基本給料金額

海軍

及基本給料ノ増加支給金額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ職員ノ基本給料ハ従前額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ事業者ノ新規採用職員ノ初任基本給料ハ別表第三ニ定ムル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十九條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ職員ノ基本給料ノ昇給金額ハ各昇給期ニ於ケル職員ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ對シ前同ノ昇給後經過シタル期間ニ應ジ各年基本給料月額百五十盾ヲ超ユル社員ニ在リテハ百分ノ七ヲ、基本給料月額百五十盾以下ノ社員ニ在リテハ百分ノ十ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十條 職員手當ヲ分テテ左ノ各號トス
一 在勤手當
二 住宅手當

海軍

三 家族手當

四 雑手當（危険手當、傷痕手當、居残手當、宿直手當、物價手當等ヲ謂フ）

第二十一條 職員ノ在勤手當ハ單身職員ニ在リテハ基本給料ノ百分ノ二百五十、家族ヲ携行スル者ニ在リテハ百分ノ三百ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十二條 職員ノ住宅手當ハ現物支給トス但シ現物支給ニ代ヘ現金支給ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ支給金額ニ付民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 職員ノ家族手當ハ扶養家族一人ニ付月五盾ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

一 配偶者（内縁關係ヲ含ム）

海軍

三 満六十才以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 満十八才未滿ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具、痾疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十四條 職員ノ雑手當ヲ支給セントスルトキハ豫メ之ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 職員賞與ノ支給總額ハ當該賞與期間ニ於テ職員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ五（年十五月分）ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ支給總額中基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ヲ超ユル金額ニ付テハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ

第二十六條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ職員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ル但シ南方占領地ニ常勤セル年數ノ計算ニ付テハ實際勤務年數ノ百分ノ五十ヲ加算スルコトヲ得

會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ハ豫メ職員退職金ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

海軍

第二十七條 事業者ハ役員及職員ニ對シ左ノ金額ヲ超エテ給與ノ現金支給ヲ爲スコトヲ得ズ

一 役員ノ報酬及手當ニ付テハ月額五百盾

二 職員ノ給料及手當ニ付テハ一人當平均月額二百五十盾但シ一人最高四百盾ヲ超ユルコトヲ得ズ

三 役員及職員ノ賞與ニ付テハ支給額ノ四割相當額

第二十八條 事業者ノ役員及職員ガ現地ニ於テ受クベキ給與ノ總額ガ夫々前條各號ニ定ムル制限額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ハ之ヲ内地拂トシ又ハ内地ニ送金スベシ

第二十九條 事業者ハ役員又ハ職員ニ支給スベキ旅費ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 事業者ハ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ニ付豫メ基

海軍

準月額ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ、之ヲ増額セントスルトキ亦同ジ

第三十一條 事業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲スコトヲ得ズ

第三十二條 事業者ハ毎年三月末及九月末現在ニ於テ其ノ役員及職員ノ種別、員數、給與現地支給額、同内地拂額及同内地送金額等ヲ民政部長官ニ届出ツベシ

第三十三條 民政部長官ハ必要アルトキハ前條ニ定ムルモノノ外報告ヲ數シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十四條 事業者ハ特別ノ事由アルトキハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ第七條第一項、第九條、第十三條、第十四條、第十八條第二項、第十九條、第二十一條、第二十五條若ハ第三十七條ノ規定ニ依ル制限額ヲ超

海軍

エテ給與ノ支給ヲ爲シ又ハ第三十八條ノ規定スル方法ニ依ラサルコトヲ得

第三十五條 民政部長官ハ役員又ハ職員ノ給與及其ノ支給方法ノ適用ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ役員若ハ職員ノ給與ノ金額若シテ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ給與ニ關スル準則ヲ制定シ變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條 民政部長官適當ト認ムルトキハ本令ニ基ク職權ノ全部又ハ一部ヲ州知事ニ委任スルコトヲ得

第三十七條 第七條、第九條乃至第十一條、第十三條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條乃至第二十五條、第二十六條第三項及第二十七條乃至第三十條ノ規定ニ違反シタルモノハ二年以下ノ監禁又ハ三千盾以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 若ハ第三十三條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告

（長崎地）

海軍

（長崎地）

ヲ爲シ又ハ第三十三條ノ規定ニ依ル當該職員ノ實地検査ニ際シテ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ、忌避シ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタルモノノ罰亦前項ニ同シ

第三十八條 法人其ノ他ノ團體（以下團體ト稱ス）ノ代表者又ハ團體若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ團體又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ團體又ハ人ニ對シ前條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本令ハ昭和十九年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

事業者ハ本令ニ基キ給與ニ關シ所要ノ調整ヲ爲シ其ノ給與額ヲ別紙様式ニ依リ本令施行後一月以内ニ民政部長官ニ報告スベシ

本令ニ於テ民政部長官ヲアルハ民政府總監ノ指定スル事業者ニ付テハ民政府總監トス

海軍

(別表第一)

役員賞與算定基準表

當該事業年度ニ於ケル平均運用資本金額

運用資本金二十萬盾以下ナルトキ	純益金ニ乗スル率
運用資本金二十萬盾ヲ超エ三十萬盾以下ナルトキ	百分ノ一〇・〇
運用資本金三十萬盾ヲ超エ五十萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金五十萬盾ヲ超エ七十萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金七十萬盾ヲ超エ百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金百萬盾ヲ超エ百五十萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金百五十萬盾ヲ超エ二百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金二百萬盾ヲ超エ三百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金三百萬盾ヲ超エ四百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金四百萬盾ヲ超エ五百萬盾以下ナルトキ	〇・〇

海

軍

運用資本金五百萬盾ヲ超エ七百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金七百萬盾ヲ超エ千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金千萬盾ヲ超エ千五百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金千五百萬盾ヲ超エ二千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金二千萬盾ヲ超エ二千五百萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金二千五百萬盾ヲ超エ三千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金三千萬盾ヲ超エ四千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金四千萬盾ヲ超エ五千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金五千萬盾ヲ超エ七千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金七千萬盾ヲ超エ一億盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金一億盾ヲ超エ一億五千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金一億五千萬盾ヲ超エ二億五千萬盾以下ナルトキ	〇・〇
運用資本金二億五千萬盾ヲ超エ三億盾以下ナルトキ	〇・〇

海

軍

運用資本金三億盾ヲ超エ四億盾以下ナルトキ
 運用資本金四億盾ヲ超エ五億盾以下ナルトキ
 運用資本金五億盾ヲ超エルトキ

一〇〇〇
 一〇〇〇
 一〇〇〇

(長崎)

海軍

(別表第二)

區分	基本給料月額
大學令ニ依ル大學ヲ卒業シタル技術者 及之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	八十五盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付五盾ヲ加算シタル金額
大學令ニ依ル大學ヲ卒業シタル事務者 及之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付五盾ヲ加算シタル金額
專門學校令ニ依ル專門學校ヲ卒業シタル技術者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	七十盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付四盾ヲ加算シタル金額
專門學校令ニ依ル專門學校ヲ卒業シタル事務者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付四盾ヲ加算シタル金額

海軍

海-0001

0145

<p> 務者 中等學校令ニ依ル實業學校ヲ卒業シタ シ技術者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル技 術者 中等學校令ニ依ル實業學校ヲ卒業シタ ル事務者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル事 務者 中等學校令ニ依ル中學校ヲ卒業シタル 者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者 中等學校令ニ依ル高等女學校ヲ卒業シ タル者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者 國民學校令ニ依ル國民學校高等科ヲ修 </p>	<p> タル金額 四十五盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在 リテハ四十五盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付三盾ヲ加 算シタル金額 四十二盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在 リテハ四十二盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付三盾ヲ加 算シタル金額 四十三盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在 リテハ四十二盾ニ卒業後ノ年數二年ニ付三盾ヲ加 算シタル金額 三十三盾但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在 リテハ三十三盾ニ卒業後ノ年數一年ニ付三盾ヲ加 算シタル金額 二十四盾但シ修了後一年以上ヲ經過セルモノニ在 </p>
---	--

海軍

<p> 了シタル者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ス ル者 國民學校令ニ依ル國民學校初等科ヲ修 了シタル者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ス ル者 </p>	<p> リテハ二十四盾ニ修了後ノ年數一年ニ付一盾五十 仙ヲ加算シタル金額 二十一盾但シ修了後一年以上ヲ經過セルモノニ在 リテハ二十一盾ニ修了後ノ年數一年ニ付一盾五十 仙ヲ加算シタル金額 </p>
--	---

海軍



別紙様式

給 與 報 告 書

昭和 年 月 日
 募集所所在地
 募集者名
 代表者 氏 名 印

職 名	氏 名	年 齡	學 歴	合 計									
				舊	新	舊	新	舊	新	舊	新	増減	
報酬又ハ基本給料													
在 勤 手 當													
家 族 手 當													
雑 手 當	手 當												
	手 當												
	小 計												
合 計													
内 譯	内 地 渡												
	内 地 送 金												
	預 貯 金												
	現 地 支 給												
任 意 手 當	現 金 支 給												
	現 物 事 業 者 支 給 額												
賞 與 年 額													
備 考													

註 一 本表ハ民政部長官宛ニ部(州知事宛ノモ
 /ハ三部)提出スルモノトス
 二 本表ノ人員増減又ハ給與額ノ變更アリタ
 ル場合ハ追加又ハ修正ヲ報告スルモノト
 ス
 三 本表ハ役員職員トニ區分シ各別ニ合計ス
 ルモノトス
 四 職名ハ役員職員ニ限分スルノ外支店長、支
 配人、工場長等ニ分ツ
 五 學歷ハ大學卒、專門卒、實業卒(官、私立
 並ニ技術、事務別ニ區分)中等卒、高小卒
 ニ分ツ
 六 新舊區分ハ本令施行日ヲ基準トス

(備考)

本令ハ陸軍地区トノ權衡上同地区ニ於テ實施中ノ給與統制ヲ參酌シテ立案セルモ之ト異ル點ハ左ノ通ニ有之

(一) 退職金ト在勤慰勞金

陸軍ニ於テハ在勤慰勞金(役員及職員ニ對シ其ノ南方占領地域ニ於ケル勤務止ミタルトキ支給スル給與ヲ謂フ)ナルモノヲ退職金ト別個ニ規定シアルモ、本令ニ於テハ之ヲ退職金ヘノ加算額トシテ規定セリ。即チ

(本 令)

(イ) 役員退職金

在職中支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十二ニ南方占領地在勤期間支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十二ヲ加算シ得

(陸 軍)

在勤中支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十二
但シ特別功勞者ニハ右限度ノ五割ヲ増加支給シ得

海 軍

(長崎)

但シ右ノ加算ニ付テハ特別功勞者ニハ百分ノ百迄支給スルコトヲ得

(ロ) 職員退職金

當該會社ニ於テ定メタル退職金準則ニ依ル

但シ南方占領地常勤年數ノ計算ハ實際勤務年數ノ百分ノ五十二ヲ加算シ得

口 給與中現地ニ於テ現金支給シ得ル金額ノ限度

(本 令)

(イ) 報酬、給料、手當

役員 一人 月 五百盾
職員 一人平均月 二百五十盾
但シ一人最高四百盾迄トス

(陸 軍)

同上 四百盾
同上 二百五十盾

海 軍

(別ニ在勤慰勞金トシテ) 南方占領地勤務期間中支給シタル報酬賞與ノ百分ノ五十二迄支給スルコトヲ得

當該會社ニ於テ定メタル退職金準則ニ依ル(別ニ在勤慰勞金トシテ)

南方占領地勤務期間中支給シタル基本給料ノ合計ノ二分ノ一迄支給スルコトヲ得

(長崎巻)

賞與

支給額ノ

四割

同上

五割

支給方法ノ指定

本令ニ於テハ給與總額中前掲現地支給限度ヲ超ユル部分ニ付テハ内地拂又ハ内地送金ト爲ス可キコトヲ條文ニ規定セリ一之ニ依ラザル場合ハ許可ヲ要ス

(陸軍ナシ)

給與支給ニ關スル報告ノ義務

本令ニ於テハ毎年三月及九月末給與支給ニ關スル報告(昭和一八三九附
民政府訓令第二三號ニ基キ現ニ徵求中ノモノナリ)ノ提出ヲ義務トシ
テ條文ニ規定セリ

(陸軍ナシ)

以上ノ中(一)及(二)ノ二點ハ海軍省經理局第二課主務者ノ案ニ從ヒタルモノ
ニシテ(三)及(四)ノ三點ハ現行「商社給與統制實施ノ件訓令」ヲ

海軍

(長崎巻)

其ノ儘生カシタルモノナリ

其他陸軍ニ於テハ役員賞與支給總額ノ算定基準ヲ獨自ニ定メアルモ本令
ニ於テハ「會社經理統制令施行規則」第八條ニ定ムル率ヲ採用セリ。

海軍



民政府機密第一七七號

昭和十九年七月二十八日

南西方面海軍民政府總監代理

海軍少將 富永昌三

第二南遣艦隊司令長官 殿

民間事業原任民職員暫定給與統制令制定ノ件上申

近時原任民事務員及技術員ノ不足ニ件ヒ民間諸事業ニ在リテハ漸次原任
民職員給與ノ引上ヲ見ル傾向アル處斯クテハ一般諸物價ノ昂騰ヲ來スノ
ミナラス業者自身ニ取リテモ事業ノ圓滑ナル運営ニ支障ヲ來ス虞アルヲ
以テ別紙ノ通民間事業原任民職員暫定給與統制令ヲ制定シ給與支給ノ適
正化ヲ圖ルコトト致屢候條認許相成屢

(別紙添)

(終)

海軍



寫送付先

第百二海軍經理部長
海軍省南方政務部長

海軍

海-0001



海軍

民間事業原住民職員暫定給與統制令案

第一條 南西方面海軍民政府管下ニ於ケル民間事業者（以下事業者ト稱ス）ノ雇傭スル原住民職員（勞務者ヲ除ク原住民及日本人以外ノ東洋人ヲ謂フ。以下職員ト稱ス）ノ給與ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 事業者職員ヲ新ニ雇傭スルトキ其ノ基本給料月額ハ別表ニ定ムル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 職員ノ基本給料ノ昇給金額ハ各昇給期ニ於ケル職員ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ對シ前同ノ昇給後經過シタル期間ニ應ジ各年基本給料月額百盾ヲ超ユル職員ニ在リテハ百分ノ七ヲ、基本給料月額百盾以下ノ職員ニ在リテハ百分ノ十ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 事業者ハ職員ニ支給スベキ給料、賞與、手當等ニ關スル給與

海軍

規則ヲ定メ民政部長官（民政部直轄地域外ノ地ニ在リテハ州知事トス。以下同シ）ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

事業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ前項ノ給與規則ニ依ラザル給與ノ支給ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 民政部長官必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ給與ニ關スル規則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第六條 民政部長官必要アリト認ムルトキハ給與ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條 事業者ハ特別ノ事情アルトキハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ第二條及第三條ノ規定ニ依ル制限額ヲ超エテ基本給料ヲ支給シ又ハ昇給ヲ爲スコトヲ得

海軍

海-0001

0152

第八條 第二條乃至第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲禁又ハ三千盾以下ノ罰金ニ處ス

第五條ニ依ル民政部長官ノ命令ニ違反シ又ハ職員ノ給與ニ關シ民政部長官ノ命ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ民政部長官ノ命ニ依ル當該職員ノ検査ヲ妨ゲ若ハ忌避シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

附則

本令ハ昭和十九年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ニ依ル届出ハ本令施行後一月内ニ之ヲ爲スベシ

海軍

別表	學 歴	基本給料 月 額
一 大學卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	大學卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	百三十盾 但シ卒業後一年以上ヲ経過セル者ニ付八盾ヲ加算シタル金額
二 高等專門學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	高等專門學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	七十盾 但シ卒業後一年以上ヲ経過セル者ニ付五盾ヲ加算シタル金額
三 中等學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	中等學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	四十盾 但シ卒業後一年以上ヲ経過セル者ニ付三盾ヲ加算シタル金額
四 實務學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	實務學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	三十盾 但シ卒業後一年以上ヲ経過セル者ニ付二盾五仙ヲ加算シタル金額
五 上級公學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	上級公學校卒業者又ハ之ニ準ズル學識技能ヲ有スル者	二十盾 但シ卒業後一年以上ヲ経過セル者ニ付一盾五仙ヲ加算シタル金額
六 學校卒業者以外ノ者ニシテ年齢滿十八歳未滿ノ者	學校卒業者以外ノ者ニシテ年齢滿十八歳未滿ノ者	十五盾

海軍

南方上陸部電報起案紙乙

昭和十九年七月二十六日起案

電話 238

部長 經

局長 海

南方政務部

第一課長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

件名 民間の要請を以て統制令

信者 南西方面海軍民政府

受報者

要起案者

指案者

軍機

極秘

軍機

極秘

受報者側

保安

緊急

普通

特急

特急

特急

発 南方政務部長

免

免

免

免

免

免

免

免

免

免

免

17 28 20 30

横巻第一四二五八番電内閣府
近ク政府決定見込ニテ南方軍事費ノ撥入金ノ処理等ニ関スル件
閣内閣府ノ統制令案九條ニ付テハ陸軍地区下
歩調ヲ合スルトシ海軍地区ノ特殊事情在來給與トシ均等に付テ
三三條ノ適用ニ依リ
閣内閣府ノ統制令案ニ於テ考慮ノストモセシ度尚三三條ノ適用ニ付テ
報告トアルヲ中期本半期毎ニ改メシ度

機密第一八二〇三番電

七月廿八日

海軍

整理番號 2735

25072

海-0001

0154

電燈

今般機第一四一五八番電燈は依り現地電燈は依り民間の事業の指導統制令
施行差支十一日電燈は百打電燈一知

同令九條三條に於て在野平支電燈率限度A日同令一節に於て

(海令電燈)

陸令電

段電(單身) 報酬 250/100

取電(單身) 基子給 300/100

即(單身) 350/100

即(單身) 300/100

300/100

250/100

250/100

200/100

即冬々50%限度を高く高率に認メ下レリ

右程度は海令電燈一特殊事情に在り令題ト一均衡ト一を旨とする
電燈の利益等一諸事より見テ電燈率ト一現地電燈率ト一同等とス

知

海令電

近ノ政府地見込ハ南方多事業! 都道令外電燈率同令に於
依リA日地共同一歩調に依り指導スルべきナリニ鑑

見地

更ニ陸令ハ従来現地より増額ノ請求アリ之物電政策ツ一他
抑ハ事リハ同令上ノ海令ニテ指令ト一高率ニ登布スルハ
トナハ抑ハ電サレトナハヤクナリ

海令一特殊事情に在り電燈率に依り電燈率ハ各民地
率印一於テ同令上ノ考慮に依りし電燈率ハ各民地

同令電燈率ナキコトヲ電燈率中ノ十中條一修訂方ノ現地
電燈率ト一トスルニナリ

海令電

留

7 14 15 18

長官 甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸

海南方政務部 案紙乙

昭和元年七月十四日起案

部長 副部長 部長 局長 課長 係長 係員

海南方政務部

件名 民間事業給予
統制令實施箇事

南西方面海軍政府

起案者 指定者 軍務 軍機 軍文 受信者 閣安 閣通 閣特 閣急

發 南方政務部長
宛 民政務總監

民間事業給予統制令ハ貴案ニ依リ八月百ヨリ
實施シ差支ナシ但シ府令ハ基準ヲ示スニ止メ實施
ハ各地ノ實情ニ合スル如ク各民政部ニ委任コトニセラレ度

經理局長

第二課長 第一課長 局長 局員

機密第一四一五十八番

七月十四日一六四

1930

14012

海-0001

0156

期限	3	20	永
機期	(送付發)	(送精完)	永
保			

(3)

級書

昭和19年7月17日起案
起案者捺印

月 日 發付
發付者捺印

主務局、部
取扱者捺印

3部

局部受月日發月日

軍令	艦政	航空	法務	建築	經理	警務	軍需	教育	人事	軍務	官房

大臣 次官 副官 書記官

二海長

三二五

民政部長 南方政務部 部長

海軍

海軍省 海軍大臣 官房長官 事務次官 副官 書記官

海軍省 海軍大臣 官房長官 事務次官 副官 書記官

海軍省 海軍大臣 官房長官 事務次官 副官 書記官

海-0001

0157

首題ニ関シテハ七月十六日附 扶桑第(四)五二八 番電ヲ以テ八月一日以降
 貴島ニ依リ實施差支ナキ旨 通知セシトシ 尙古記滿夫考慮ノ上
 可也 所願ニ相成度

記

一 民政府令ハ 基準ヲ示ス上メ之ヲ實施シ 各民政部長官ニ委任シ
 各地各事業ノ實施ヲ指示スル如ク 各令ノ融通ヲ持タシムル

二 物價ノ狀^勢ニ 响應シ 商賣^{令類}總利ノ 減止ヲ 機動的ニ 措置スル
 如ク考慮スル

三 陸軍地域トノ 關係^{在來給糧トノ關係ニ} 調和ニ 付 各令考慮スル

(次)



南政機密第三一九號

昭和十九年七月十七日

極秘

編 南 方 政 務 部 部 員

加藤南西方面海軍民政府經濟局長殿

民間事業給與統制命令ニ關スル件申進

首題ニ關シテハ七月十六日^{（別紙第一）}一四一五ノ一ノ番電及南政機密第二三三號
ヲ以テ八月一日以降現地案ニ依リ實施整支ナキ内意ナル旨申進有之
候處本件經過ソノ他ニ關シ尙左記ノ通御通知申上候

記

一、民間事業給與統制實施ニ關スル意見——別紙第一ノ通

ニ給與統制實施ヲ決意セルハ近ク「南方事業ノ損益金處理等ニ關ス
ル件」(別紙第二)第一節會ニ於テ決定ヲ見ントシツツアル處右

ハ「事業ノ運理經營ニ不安ナカシムル事ニ依リ事業ノ活機ナル推
進ヲ阻ヤンガ爲損失ノ補償及利益ノ保障ニ付特別ノ措置ヲ構スル」
コトニナルヲ以テ之ニ對應シ生産物ノ價格決定ニ關シ特別對策ヲ要
スルト共ニ更ニ利潤統制、給與統制等ノ諸措置ヲ要スルコトトナル
ハキニ付發令ヲ仰キタル次第ニ有之
尙本件ニ關スル経緯ニ付テハ別紙第三「南方事業ノ經營ニ關スル中間
報告」御参照相成度

↑終↓

(森市樹)石

三、追而第十九條中「…各昇給期ニ於ケル昇給該當者ノ昇給直前ニ於ケル」トアルハ「各昇給期ニ於ケル社員中…」ト訂正スルヲ可ト認メ候
(會社經理統制令ノ適用アル事業者ト適用ナキ者トノ均衡ヲ保ツ爲)

(海)

海軍

海-0001

0160

第十九條之訂定意見

（参考）

會社經理統制令之依一定期昇給、限度ハ各昇給期、於ケル
 社員中昇給直前ニ於ケル基本給料月額百五十円ヲ超スル社員、
 基本給料月額ニ百分七ヲ基本給料月額百五十円以下ノ社員、
 基本給料月額ニ百分十ヲ各業ジテ得ル金額、合計額ヲ以
 テ規制ニ居ルヲ以テ本案ノ如ク計算ノ基礎ヲ昇給該者ノミト
 スルトキハ會社經理統制令ノ適用ルル事業者ノ一方ガ有利ナリ。
 依テ會社經理統制令ノ適用ルル事業者ト適用ルル事業小者
 ノ兩者ヲ金ク同一ニ規制スルハ、本條文中「」右昇給期ニ於ケ
 ル昇給該者ノ昇給直前ニ於ケル「」ト「」右昇給期ニ於
 ケル社員中ノ昇給直前ニ於ケル「」ト訂正スルヲ可ト認ム

本報員及職員ノ昇給率ノ常利ノ其額額付時時新定率



海軍省
局長

第二課長
第一課長

1917.5

昭和十九年六月二十九日

民間事業給與統制實施ニ關スル意見

一 現在海軍地區ニ於ケル民間事業ノ給與統制ハ現地ニ於ケル給與ノ現金支給額ヲ制限シタルニ止マル

例ヘバ「ボルネオ」
役員 二五〇圓平均
其ノ他 一五〇圓平均

而シテ右ニテ不足分ハ機密費、交際費等ノ名目ヲ以テ會社經營トシテ支辨シオリ補償問題處理ニ關聯シテ民間會社ノ金使ヒノ荒キコトニ對シ批判ナキニ非ズ

本案ハ更ニ一步ヲ進メ給與額自体ニ統制ヲ加ヘントスルモノニシテ金額ニ付テモ

役員 四〇〇圓 五〇〇圓

海軍

其ノ他 二〇〇圓 平均二五〇圓

ノ如ク相當甘クナレオリ且既進出者ノ高額ナルハ擬置トシ今後ノ進出者ニ付許可制度ヲトリ漸進的ニ取扱フコトトセル點竝ニ一般的ニハ届出主義トシ機密費、交際費等ノ許可主義トナセル點等相當苦心ノ跡アリ

二 惟ゾニ給與ハ價格形成ノ中樞的要素ニシテ戰時物價政策進行上之ガ適當ナル統制ハ是非共必要トス

而シテ從來海軍地區企業ニ付テハ現地投資ハ本社ノ投資ニシテ南支ノ借入金モ返済ヲ要スルモノナルヲ以テ現地企業モ内地本社トノ關聯ナレトナスコト能ハズ從ツテ企業運行上ノ損害ハ當然業者自身ノ計算ニ於テ負擔サルベク業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ基ク損害ノ補償スル考ニテ給與額「ルーズ」ニナレタル結果生ゼル事業運用上ノ赤字ハ官ニ於テ後始末ヲナスベキ限リニ非ズトナスコトニ

海軍

海-0001

0152

依リ發着ノ自治的統制及自肅ヲ促ス如ク指導シ來リタリ
 然ルニ(4)戰爭被害ノ増大ニ依ル企業損失ノ累積
 (5)作戰ノ要求並ニ現地軍政施行上買上販賣價格ニ於テ事業經營ヲ能
 實ナラシムル様必要ナル利益金ヲ確保セシムル如ク價格調整上ノ
 措置ヲ採ルコト困難ナルコト
 (6)際者特ニ小企業者ニ於テハ高給ヲ厭ハズ之ガ資金ハ南證借入金ヲ
 以テ賄ヒ而モ南證ノ借金ハ親方日ノ丸ナリトスルモノ多ク自治的
 統制ヲ以テシテハ取締困難ナルコト(某造船所ニテハ船大工ニ日
 當五十盾、茶社ニテハ若輩社員ニ月額五百盾ノ在外手當ヲ支給シ
 オル事實アリトノコト)
 等ニ依リ殊ニ南方事業ニ付適正ナル利益ヲ保證シ業者ノ實ニ賄スベ
 カラザル事由ニ依ル損失ハ之ヲ補償スル如ク「南方事業ノ運営」ヲ
 指導セントスルトキハ他面ニ於テ業者ノ給與ヲ適當ニ統制スベキハ

海軍

當然ノ要請ナリトス
 四 依テ本「民間事業給與統制令(案)」ハ左記ニ依リ之ヲ實施スルコ
 トト致度
 記
 (1) 民政府令ハ基準ヲ示スニ止メ之ガ實施ハ各民政部長官ニ委任シ各
 地、各事業ノ實情ニ適スル如ク多分ノ融通性ヲ持タレムルコト
 (2) 物價ノ狀勢ニ即應シ統制金額ノ改正ヲ機動的ニ措置シ得ル如ク考
 慮スルコト
 (3) 實施期日 成ルベク速カニ實施スルモノトス

(終)

海軍



南政機密第三一六號

昭和十九年七月八日

海軍省南方政務部長

南西方面海軍民政府經濟局長 殿

秘 寫

南方事業役職員退職手當積立ニ關スル件回答

貴經機密第七號來照首題ノ件ハ一定基準ヲ定メタル上現地事業ノ負擔
トシ現地ニ於テ積立ノコトニセラレ差支無之

追而給與統制令ノ實施ニ關シテハ南政機密第二五〇號ノ通ノ意見ニ
有之爲念

(終)

海軍

海-0001

0154

軍務政務部

民政府經機密第七號
昭和十九年五月二日

南西方面海軍民政府經濟局長

海軍省南方政務部長 殿

南方事變役職員退職手當ノ現地積立ニ關スル件照會
管下所在事業者中ニハ現地ニ在勤スル役員及社員ノ退職手當基金ヲ現地事
業經費ヲ以テ（利益金無キ爲經費支辨トス）積立ツルコトト致履旨申出ツ
ルモノ有之、右基金ハ結局ニ於テハ對本邦送金トナリ本邦ニ於テ支拂ハル
ルモノナル趣旨機密第一〇三七號通牒南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送
金取扱要領ニ依リ南方事變ノ收支計算ハ適當者ノ他ノ事業ト區別シテ之ヲ
爲スコト及南方在勤ノ役職員ノ「賞與手當」（退職手當モ含ムモノト解ス
ニ付テハ本邦向送金ヲ爲シ得ルコトニ定メラレアルニ徴シ現地在勤ノ役職

梅中ノ見ノ見
19.5.26
民 855

之
作
ル

海
軍

員ノ退職手當基金ハ當然現地事業ノ負擔トシテ現地ニ於テ積立ヲ差支無キ
様認メラルルモ陸軍地區トノ振合モアリ（陸軍ニ於テハ本社經費ノ負擔ト
ス別紙参照）一應實見電信ヲ以テ閣下示相成願
尚右ニ關聯シ退職手當其ノ他諸給與ノ支給額及支給方法ヲ適正ナラシム
ル爲可及的速ニ現地事業ノ給與統制ヲ實施スルノ要アリト認メ候

別紙添

（終）

寫送付先
海軍省經理局長

海
軍

海-0001

0165



消會監第一〇五號

退職金並ニ在勤慰勞金ノ會計處理ニ關スル件

昭和十八年六月十九日

總務部長

殿

首題ノ件左記ノ如ク取扱ハレ度依命通牒ス

左記

- 一、南方ニ於ケル役員並ニ社員ノ退職金ハ南方工場經費ノ負擔トセス内
地本社經費ノ負擔トス
- 二、南方工場ニ於ケル役員並ニ社員ノ在勤慰勞金ハ南方工場經費ノ負擔
トシ在勤慰勞金引當金トシテ毎月ノ經費ニ算入ス

海軍

(長崎)

海-0001

0155

昭和十九年五月五日

南西方面海軍民政府經濟局第三課長

海軍省南方政務部

畑 部 員 殿

民間事業給與統制實施ノ件照會

首題ノ件別紙試案ノ通實施致度候條御意見承リ度

(終)

海軍

石

民間事業給與統制令制定ノ件照會

民政府管下ニ於ケル民間事業ノ給與統制ニ付テハ昭和十八年二月民政府訓令第二十三號商社給與統制ノ件ヲ實施シアル處有ハ單ニ現地ニ於ケル給與ノ現金支給額ヲ制限セルニ止マリ給與額自体ニ付テハ何等統制ヲ加ヘ居ラザル爲漸次給與額ノ増減ヲ見ル傾向アリ新々テハ現地事業ノ生産費等ノ採算ヲ適當ニ膨張セシメ生産品等ノ價格ノ騰貴ヲ醸成スル虞アリ、又若シ生産品等ヲ低價ニ維持セントセバ多額ノ價格差補助金ヲ要スルコトナルベキニ付之ニ對慮スル爲紙本本邦ニ於ケル會社經理統制令ニ準據シ別紙ノ通民間事業給與統制令ヲ制定シ以テ民間事業ニ於ケル給與ノ支給額及支給方法ヲ規正スルコトト敷度

(終)

海軍

石

民間事業給與統制令(案)

第一條 民政府管轄區域内ニ於テ民間事業ヲ營ム法人(法人其ノ他ノ団体ヲ含ム以下事業者ト稱ス)ガ本邦人タル役員又ハ職員(民政府管轄區域内ニ本店又ハ主ナル事務所ヲ有セザルモノニ付テハ同地ニ常勤スル者ニ限ル)ニ支給スル給與ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ民政府總監特別ノ理由アルトキハ事業者ヲ指定シ本令ノ適用ヲ排除スルコトヲ得

第二條 本令ニ於テ役員トハ事業者ノ取締役、監査役、顧問、相談役其ノ他稱ノ如何ヲ問ハズ利益金ノ内ヨリ賞與ヲ受クベキ者ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ職員トハ役員及勞務者ヲ除クノ外事業者ニ屬シタル者ヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ給與トハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ事業者ガ役員又ハ職員ノ職務ノ對價ト

海軍

シテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第五條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各節トス

一 報酬(事業者ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ経費トシテ経理スルモノヲ謂フ但シ手當ヲ除ク)

二 手當(報酬ヲ除クノ外事業者ガ役員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)

三 賞與(事業者ガ役員ニ對シ定期ニ利益金成分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ)

四 退職金(事業者ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第六條 會社經營統制令ノ適用アル事業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 會社經營統制令ノ適用ナキ事業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ從

海軍

前ノ額ヲ超スルモノトナリ得ズ

前項ノ事業遂行ニ役員報酬ヲ支給セントスルトキハ其ノ支給額ニ付民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 役員ノ手當ヲ分チテ左ノ各目トス

- 一 在勤手當
- 二 住居手當
- 三 雜手當（危険手當、修養手當等ヲ指ス）

第九條 役員ノ在勤手當ハ單身役員ニ在リテハ報酬ノ百分ノ二百五十家族ヲ携行スル者ニ在リテハ報酬ノ百分ノ四百ヲ超スルモノトナリ得ズ

第十條 役員ノ住居手當ハ現物支給トス但シ現物支給ニ代ヘ現金支給ヲ爲サントスルトキハ後メ其ノ支給金額ヲ民政部長官ニ届出ツベシ

第十一條 役員ノ雜手當ヲ支給セントスルトキハ後メ之ニ關スル事項ヲ定メ民政部長官ニ届出ツベシ

海軍

第十三條 會社經理者ノ適用アル事業遂行ノ役員賞與ノ支給額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 會社經理者ノ適用ナキ事業遂行ニシテ民政部管轄區域内ニ本店又ハ支店ヲ設テ有スルモノノ役員賞與ノ支給額ハ別表第一ノ金額ヲ超スルモノトナリ得ズ

第十五條 會社經理者ノ適用ナキ事業遂行ニシテ民政部管轄區域内ニ本店又ハ支店ヲ設テ有スルモノノ役員賞與ノ支給額ハ別表第二ノ金額ニ付支給シタル役員賞與額ヲ超スルモノトナリ得ズ

第十六條 役員報酬金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十五ニ南方占領地（海軍軍政地ヲ指ス）以下同シ）官制期間中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十五ヲ加算シタル金額ヲ超スルモノトナリ得ズ

前項ノ加算ノ割合ハ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受

海軍

少ナルトキハ百分ノ買進トス

第十六條 職員ノ給与分チテ左ノ各點トス

一 基本給料(事業者ガ職員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給料ノ中基本トナルベキ固定給料ヲ謂フ)

二 手当(基本給料ヲ除クノ外事業者ガ職員ニ對シ定期ニ若ハ臨時ニ關シ一定ノ額實アル場合ニ一定ノ金額ニ依リ支給スル給料又ハ福利厚生ニ利用セシムル積蓄其ノ他ノ給料ヲ謂フ)

三 賞與(前三點ヲ除クノ外事業者ガ職員ニ對シ定期ニ支給スル給料ニ對シ) (與テ謂フ)

四 退職金(事業者ガ退職シタル職員ニ對シ支給スル給料又ハ定ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)

第十七條 會社経理統制令ノ適用アル事業者ノ職員ノ初任基本給料金額及基本給料ノ増加支給金額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

海軍

第十八條 會社経理統制令ノ適用ナキ事業者ノ職員ノ基本給料ハ従前額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ事業者ノ新規採用職員ノ初任基本給料ハ別表第三ニ定ムル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十九條 會社経理統制令ノ適用ナキ事業者ノ職員ノ基本給料ノ昇給金額ハ各昇給期ニ於ケル昇給額當量ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ對シ前同ノ昇給後経過シタル期間ニ應ジ各年基本給料月額百五十層ヲ超ユル社員ニ在リテハ百分ノ七ヲ、基本給料月額百五十層以下ノ社員ニ在リテハ百分ノ十ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十條 職員手當分チテ左ノ各點トス

一 在勤手當

二 住居手當

三 住居手當

海軍

海軍 家族手當

- 四 給手當（他府手當、警備手當、看護手當、看護手當、看護手當等）
- 第二十一條 職員ノ在籍手當ハ單身職員ニ在リテハ基本給料ノ百分ノ百、家族ヲ携行スル者ニ在リテハ百分ノ百五十ヲ超スルコトヲ得ズ
- 第二十二條 職員ノ住宅手當ハ現職支給トス價シ現職支給ニ代ヘ預金支給ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ支給金額ヲ民政部長官ニ届出ツベシ
- 第二十三條 職員ノ家族手當ハ扶養家族一人ニ付月五圓ヲ超スルコトヲ得ズ
- 前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ世帯職員ノ收入ニ依リ出計ヲ維持スルモノヲ指ス
- 一 配偶者（内縁關係ヲ含ム）
- 二 滿六十才以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

海軍

- 第二十八才未滿ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 二 不具ノ親族者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 第二十四條 職員ノ給手當ヲ支給セントスルトキハ職ノ之ニ關スル職別ヲ定メ民政部長官ニ届出ツベシ
- 第二十五條 職員賞與ノ支給總額ハ賞與賞與期間ニ於テ職員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ一（年十五月分）ヲ超スルコトヲ得ズ

- 前項ノ支給總額中基本給料ノ合計金額ノ四分ノ一ヲ超スル金額ニ付テハ之ヲ経費トシテ経理スルコトヲ得ズ
- 第二十六條 會社経理統制令ノ適用アル事業者ノ職員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ル但シ南方占領地ニ當ルセル年數ノ計算ニ付テハ實際勤務年數ノ百分ノ五十ヲ加算スルコトヲ得
- 會社経理統制令ノ適用ナキ事業者ハ該令ノ職員退職金ニ關スル規則ヲ

海軍



定々民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 事業者ハ役員及職員ニ對シ左ノ金額ヲ超エテ給与ノ現金支給ヲ爲スコトヲ得ズ

一 役員ノ報酬及手當ニ付テハ月額五百圓

二 職員ノ給料及手當ニ付テハ一人當平均月額二百五十圓但シ一人最高四百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

三 役員及職員ノ賞與ニ付テハ支給額ノ百分相當額

第二十八條 事業者ノ役員及職員ガ居住地ニ於テ受クベキ給与ノ總額ガ夫々前條各號ニ定ムル制限額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ハ之ヲ内地拂トシ又ハ内地ニ送金スベシ

第二十九條 事業者ハ役員又ハ職員ニ支給スベキ旅費ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ニ届出ツベシ

第三十條 事業者ハ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之

海軍

ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ニ付該事業月報ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ、之ヲ増額セントスルトキ亦同様

第三十一條 事業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルチ問ハズ本令ノ規定ニ依ル制限ヲ犯ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 事業者ハ毎月末其ノ役員及職員ノ種別、員數、給与總額、支給額、国内地拂額及国内地送金額等ヲ別紙書式一ニ依リ民政部長官ニ報告スベシ

第三十三條 民政部長官ハ必要アルトキハ前條ニ定ムルモノノ外報告ヲ後セ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十四條 事業者ハ特別ノ事由アルトキハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ

第三十五條 第一項、第九條、第十條、第十條、第十八條第三項、第

海軍

十九條、第二十條、第二十一條、第二十五條若、第二十七條ノ規定ニ依リ
限額ヲ超エテ給與ノ支給ヲ爲シ又ハ第二十八條ノ規定スル方法ニ
依ラザルニシテ得

第三十五條 民政部長官ハ役員又ハ職員ノ給與及其ノ支給方法ノ規
正ヲ圖ルニ際シ必要アリト認ムルトキハ該役員又ハ職員ニ對シ役員若ハ職員
ノ給與ノ額、給與方法、給與時期、給與停止等ニ付命令ヲ爲シ又ハ該役員又ハ職員
ノ給與ノ額、給與方法、給與時期、給與停止等ニ付規則ヲ定ム

第三十六條 第七條、第九條乃至第十一條、第十四條乃至第十五條
第十八條、第十九條、第二十一條乃至第二十五條、第二十六條、第
二十七條及第二十七條ノ規定ニ違反シタルモノハ三年
以下ノ監禁又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條若ハ第三十三條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ
報告ヲ爲シ又ハ第三十條ノ規定ニ依リ當該職員ノ實地検査ニ應
ジテ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨グ、隠蔽シ若ハ虚偽

海軍

ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ提出シタルモノノ罰亦前項ニ同ジ
第三十七條 法人其ノ他ノ団体(以下團體ト稱ス)ノ代表者又ハ團體
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ団体又ハ人ノ業務ニ關
シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ団体又
ハ人ニ對シ前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
重要者ハ本令ニ基キ給與ニ關シ所要ノ調査ヲ爲シ其ノ給與額ヲ別紙書
式ニ依リ本令施行後一月以内ニ民政部長官ニ報告スベシ
本令ニ於テ民政部長官トアルハ民政府總監ノ指定スル重要者ニ付テハ
民政府總監トス

海軍

(別表第一)

役員賞與算定基準表

當該事業年度ニ於ケル平均運用資本金額	純益金ニ乘ズル率
二十万盾以下ナルトキ	百分ノ一〇・四五
三十万盾ヲ超ユ三十万盾以下ナルトキ	九・五五
四十万盾ヲ超ユ五十万盾以下ナルトキ	八・一〇
五十万盾ヲ超ユ七十万盾以下ナルトキ	七・四〇
七十万盾ヲ超ユ百万盾以下ナルトキ	六・七〇
百万盾ヲ超ユ百万五十万盾以下ナルトキ	六・〇〇
百万五十万盾ヲ超ユ二百万盾以下ナルトキ	五・五〇
二百万盾ヲ超ユ三百万盾以下ナルトキ	四・九五
三百万盾ヲ超ユ四百万盾以下ナルトキ	四・五五
四百万盾ヲ超ユ五百万盾以下ナルトキ	四・〇〇
五百万盾ヲ超ユ七百万盾以下ナルトキ	三・九〇

海軍

七百万盾ヲ超ユ千万盾以下ナルトキ	三・五五
千万盾ヲ超ユ千五百万盾以下ナルトキ	三・一五
千五百万盾ヲ超ユ二千万盾以下ナルトキ	二・九〇
二千万盾ヲ超ユ二千五百万盾以下ナルトキ	二・七五
二千五百万盾ヲ超ユ三千万盾以下ナルトキ	二・六〇
三千万盾ヲ超ユ四千万盾以下ナルトキ	二・四〇
四千万盾ヲ超ユ五千万盾以下ナルトキ	二・三〇
五千万盾ヲ超ユ七千万盾以下ナルトキ	二・〇〇
七千万盾ヲ超ユ一億盾以下ナルトキ	一・八五
一億盾ヲ超ユ一億五千万盾以下ナルトキ	一・六五
一億五千万盾ヲ超ユ二億盾以下ナルトキ	一・五五
二億盾ヲ超ユ二億五千万盾以下ナルトキ	一・四五
二億五千万盾ヲ超ユ三億盾以下ナルトキ	一・三〇

海軍

(別表第三)

職員初任基本給料基準額	
區分	基本給料月額
大學令ニ依ル大學ヲ卒業シタル技術者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	八十五層 但在シテ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付テハ八十五層ヲ加算シタルモノニ付テハ八十四層ヲ加算シタルモノニ付テハ八十三層ヲ加算シタルモノニ付テハ八十二層ヲ加算シタルモノニ付テハ八十一層ヲ加算シタルモノ
大學令ニ依ル大學ヲ卒業シタル事務者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五層 但在シテ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付テハ七十五層ヲ加算シタルモノニ付テハ七十四層ヲ加算シタルモノニ付テハ七十三層ヲ加算シタルモノニ付テハ七十二層ヲ加算シタルモノニ付テハ七十一層ヲ加算シタルモノ
專門學校令ニ依ル專門學校ヲ卒業シタル技術者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	七十層 但在シテ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付テハ七十層ヲ加算シタルモノニ付テハ六十九層ヲ加算シタルモノニ付テハ六十八層ヲ加算シタルモノニ付テハ六十七層ヲ加算シタルモノニ付テハ六十六層ヲ加算シタルモノ
專門學校令ニ依ル專門學校ヲ卒業シタル事務者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十層 但在シテ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付テハ六十層ヲ加算シタルモノニ付テハ五十九層ヲ加算シタルモノニ付テハ五十八層ヲ加算シタルモノニ付テハ五十七層ヲ加算シタルモノニ付テハ五十六層ヲ加算シタルモノ
中等學校令ニ依ル實業學校ヲ卒業シタル技術者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	四十五層 但在シテ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付テハ四十五層ヲ加算シタルモノニ付テハ四十四層ヲ加算シタルモノニ付テハ四十三層ヲ加算シタルモノニ付テハ四十二層ヲ加算シタルモノニ付テハ四十一層ヲ加算シタルモノ
中等學校令ニ依ル實業學校ヲ卒業シタル事務者及之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十二層 但在シテ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付テハ四十二層ヲ加算シタルモノニ付テハ四十一層ヲ加算シタルモノニ付テハ四十層ヲ加算シタルモノニ付テハ三十九層ヲ加算シタルモノニ付テハ三十八層ヲ加算シタルモノ

海軍

百億層ヲ超スルモノ	一・二
四億層ヲ超スルモノ	一・五
五億層ヲ超スルモノ	一・〇〇

海軍

中等學校令ニ依ル高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	三十三盾	但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ付ハ三十三盾ニ卒業後ノ年數一年
國民學校令ニ依ル國民學校高等科ヲ修了シタル者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十四盾	但シ修了後一年以上ヲ経過セルモノニ付ハ二十四盾ニ修了後ノ年數一年
國民學校令ニ依ル國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十一盾	但シ修了後一年以上ヲ経過セルモノニ付ハ二十一盾ニ修了後ノ年數一年

海軍

海-0001

0175

(別紙書式一)

月分給與支拂高報告書

事業者者

代表者氏名 印

民政部長官 殿

昭和 年 月 日

標記ノ件左記ノ通及報告俵也

一 事業種目

二 事業地別人員配置状況

三 給與支拂高調(別表甲、乙参照)

別表(甲)

職 員	役 員	役員別 員數	俸給額	在勤手當	其他ノ手當		合 計	同 上 内 詳
					宿舍手當	其ノ他		

海 軍

山

「註」 「俸給額」欄ニハ役員ニ付テハ報酬月額、職員ニ付テハ基本給料月額ノ適合計額ヲ記載スベシ

一 「其ノ他ノ手當」欄ニハ宿舍手當、食費手當其ノ他金額ヲ以テ支給スル一切ノ手當額ヲ本欄区分ニ從ヒ記載スベシ

二 「合計」欄ニハ内地渡額、内地送金額、現地預貯金額、現地渡額ノ合計ヲ記載スベシ

三 「同ノ上内詳」欄中内地送金額及預貯金額ニ付テハ備考ヲ設テ取組依頼先及預ケ先別ニ其ノ金額ヲ明示スベシ

四 宿舍、食事等ヲ現物ヲ以テ支給スルトキハ其ノ旨附記スベシ

別表(乙)

職 員	役 員	役員別 員數	賞與額	同 上 内 詳		
				内地渡額	内地送金額	現地預貯金額

海 軍



「註」賞典ノ支給ヲ爲シタル月ニ限り提出スルモノトス
 (別紙書式二) 略

(略)

海軍

(備考)

追而本令ハ陸軍地區トノ權衡上同地區ニ於テ實施中ノ給與統制ヲ參酌シテ立案セルモ之ト異ル點ハ左ノ通ニ有之

(一) 在勤手当支給率限度

(本令)	役員(單身)報酬ノ百分ノ二百五十	同上	(陸軍)	百分ノ二百
	(家族) 携行) 百分ノ三百			百分ノ二百五十
	職員(單身) 給料ノ百分ノ三百			百分ノ二百五十
	(家族) 携行) 百分ノ三百五十			百分ノ三百

(二) 退職金ト在勤慰勞金

陸軍ニ於テハ在勤慰勞金(役員及職員ニ對シ其ノ南方占領地域ニ於ケル勤務止ミタルトキ支給スル給與ヲ開フ)ナルモノヲ退職金ト別個ニ規定シアルモ、本令ニ於テハ之ヲ退職金ヘノ加算額トシテ規定

海軍

セリ。
即チ

(一) 本令

(イ) 役員退職金

在職中支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十二南方占領地在勤期間支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十ヲ加算シ得

但シ右ノ加算ニ付テハ特別功勞者ニハ百分ノ百迄支給スルコトヲ得

(ロ) 職員退職金

當該會社ニ於テ定メタル退職金準則ニ依ル

(二) 陸軍

在勤中支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十

但シ特別功勞者ニハ右限度ノ五割ヲ増加支給シ得

(別ニ在勤慰勞金トシテ)

南方占領地勤務期間中支給シタル報酬賞與ノ百分ノ五十迄支給スルコトヲ得

當該會社ニ於テ定メタル退職金準則ニ依ル(別ニ在勤慰勞金トシテ)

海軍

石

但シ南方占領地常勤年數ノ計算ハ實際
勤務年數ノ百分ノ五十ヲ加算シ得
南方占領地勤務期間中支給シタル基本給料ノ合計ノ二分ノ一迄支給スルコトヲ得

(三) 給與中現地ニ於テ現金支給シ得ル金額ノ限度

(本令)

(イ) 報酬、給料、手當

役員 一人 月 五百盾

同上 四百盾

職員 一人 平均月 二百五十盾

同上 二百五十盾

但シ一人最高四百盾迄トス

(ロ) 賞與

支給額ノ 三割

同上 五割

(四) 支給方法ノ指定

本令ニ於テハ給與總額中、前掲現地支給限度ヲ超スル部分ニ付テハ、内地拂及ハ内地送金ト爲ス可キコトヲ條文ニ規定セリ(之ニ

海軍

石

依ラザル場合ハ許可ヲ要ス

(陸軍ナシ)

(海) 給與支給ニ關スル毎月末報告ノ義務

本令ニ於テハ毎月末給與支給ニ關スル報告(昭和一八三一九附民政
府訓令第二五號ニ基キ額ニ徵收中ノモノナリ)ノ提出ヲ義務トシテ
備文ニ規定セリ

(陸軍ナシ)

以上ノ中(一)及(二)ノ二點ハ海軍省經理局第二課主務者ノ案ニ從ヒタルモ

ノニシテ(三)及(四)ノ三點ハ現行「商社給與統制實施ノ件訓令」

ヲ其ノ儘生カシタルモノナリ

其ノ他陸軍ニ於テハ役員賞與支給總額ノ算定基準ヲ獨自ニ定メアルモ

本令ニ於テハ「會社經理統制令施行規則」第八條ニ定ムル率ヲ採用セ

リ。

海軍

石

海-0001

0180

SA-9-1-1 5105人

昭和十九年五月五日

67

海軍省南方政務部

堀部員殿

民間事業給與統制實施ノ件照會

首題ノ件別紙試案ノ通實施致度候條御意見承リ度

南西方面海軍民政府經濟局第三課長

大正... 中...

海軍

(終)

海-0001

0181

米
VINC — 512.11.21.21.3
512.11.21.21.3

民間事業給與統制令制定ノ件照會

民政府管下ニ於ケル民間事業ノ給與統制ニ付テハ昭和十八年二月民政府訓令第二十三號商社給與統制ノ件ヲ實施シアル處右ハ單ニ現地ニ於ケル給與ノ現金支給額ヲ制限セルニ止マリ給與額自体ニ付テハ何等統制ヲ加ヘ居ラザル爲漸次給與額ノ増嵩ヲ見ル傾向アリ斯クテハ現地事業ノ生産費等ノ採算ヲ過當ニ膨脹セシメ生産品等ノ價格ノ騰貴ヲ醸成スル虞アリ又若シ生産品等ヲ低價ニ維持セントセバ多額ノ價格差補助金ヲ要スルコトトナルベキニ付之ニ對處スル爲概ネ本邦ニ於ケル會社經理統制令ニ準據シ別紙ノ通民間事業給與統制令ヲ制定シ以テ民間事業ニ於ケル給與ノ支給額及支給方法ヲ規正スルコトト致度

相違イザイ
A 300
B 100
C 50
D 20
E 10
F 5
G 2
H 1
I 0.5
J 0.2
K 0.1
L 0.05
M 0.02
N 0.01
O 0.005
P 0.002
Q 0.001
R 0.0005
S 0.0002
T 0.0001
U 0.00005
V 0.00002
W 0.00001
X 0.000005
Y 0.000002
Z 0.000001

海軍

美 國 全 國 十 五 行 界 紙 (花 崎 結)

海-0001

0182

民間事業給與統制令(草案)

第一條 民政府管轄區域内ニ於テ民間事業ヲ營ム本邦人(法人其ノ他ノ
團體ヲ含ム以下事業者ト稱ス)ガ本邦人タル役員又ハ職員(民政府管
轄區域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルモノニ付テハ同地域ニ常
勤スル者ニ限ル)ニ支給スル給與ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ
民政府總監特別ノ事由アルトキハ事業者ヲ指定シ本令ノ適用ヲ免除ス
ルコトヲ得

第二條 本令ニ於テ役員トハ事業者ノ取締役、監査役、顧問、相談役其
他名稱ノ如何ヲ問ハズ利益金ノ内ヨリ賞與ヲ受クベキ者ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ職員トハ船員及勞務者ヲ除クノ外事業者ニ屬シテ
ルル者ヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ給與トハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費
其他名稱ノ如何ヲ問ハズ事業者ガ役員又ハ職員ノ職務ノ對償トシテ支

給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第五條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號トス

一 報酬(事業者ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與
ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ手當ヲ除ク)

二 手當(報酬ヲ除クノ外事業者ガ役員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ
一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給
與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)

三 賞與(事業者ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與
ヲ謂フ)

四 退職金(事業者ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第六條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ同令
ノ定ムル所ニ依ル

第七條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ役員報酬ノ支給總額ハ從前

海軍

民法第十五行算紙(花崎橋)

ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ事業者新ニ役員報酬ヲ支給セントスルトキハ其ノ支給總額ニ付
民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 役員ノ手當ヲ分チテ左ノ各號トス

一 在勤手當

二 住宅手當

三 雑手當(危険手當、傷痕手當等ヲ謂フ)

第九條 役員ノ在勤手當ハ單身役員ニ在リテハ報酬ノ百分ノ二百五十、
家族ヲ携行スル者ニ在リテハ報酬ノ百分ノ三百ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條 役員ノ住宅手當ハ現物支給トス但シ現物支給ニ代ヘ現金支給ヲ
爲サントスルトキハ豫メ其ノ支給金額ヲ民政部長官ニ届出ツベシ

第十一條 役員ノ雑手當ヲ支給セントスルトキハ豫メ之ニ關スル準則ヲ
定メ民政部長官ニ届出ツベシ

海軍

第十二條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ役員賞與ノ支給總額ハ同
令ノ定ムル所ニ依ル

第十三條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ民政府管轄區域内ニ
本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ役員賞與ノ支給總額ハ別表第一
ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ニシテ民政府管轄區域内ニ
本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルモノノ役員賞與ノ支給總額ハ直前ノ
事業年度ニ付支給シタル役員賞與總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 役員退職金ハ在職中支給シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分
ノ五十二南方占領地(海軍軍政地域ヲ謂フ以下同シ)常勤期間中支給
シタル報酬及賞與ノ合計金額ノ百分ノ五十ヲ加算シタル金額ヲ超ユル
コトヲ得ズ

前項ノ加算ノ割合ハ特別ノ功勞アル者ニ對シ民政部長官ノ認可ヲ受ケ

海-0001

0184

タルトキハ百分ノ百迄トス

第十六條 職員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號トス

一 基本給料(事業者ガ職員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本トナルベキ固定給ヲ謂フ)

二 手當(基本給料ヲ除クノ外事業者ガ職員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)

三 賞與(前二號ヲ除クノ外事業者ガ職員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)

四 退職金(事業者ガ退職シタル職員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ職員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)

第十七條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ職員ノ初任基本給料金額及基本給料ノ増加支給金額ハ同令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ職員ノ基本給料ハ從前額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ事業者ノ新規採用職員ノ初任基本給料ハ別表第二ニ定ムル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十九條 會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ノ職員ノ基本給料ノ昇給金額ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ對シ前同ノ昇給後經過シタル期間ニ應ジ各年基本給料月額百五十盾ヲ超ユル社員ニ在リテハ百分ノ七ヲ、基本給料月額百五十盾以下ノ社員ニ在リテハ百分ノ十ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十條 職員手當ヲ分チテ左ノ各號トス

一 在勤手當

二 住宅手當

海軍 1

英法全英十五行原紙(花格紙)

三 家族手當

四 雜手當(危險手當、傷疾手當、居殘手當、宿直手當等ヲ謂フ)

第二十一條 職員ノ在勤手當ハ單身職員ニ在リテハ基本給料ノ百分ノ三百、家族ヲ携行スル者ニ在リテハ百分ノ三百五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十二條 職員ノ住宅手當ハ現物支給トス但シ現物支給ニ代ヘ現金支給ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ支給金額ヲ民政部長官ニ届出ヅベシ

第二十四條 職員ノ家族手當ハ扶養家族一人ニ付月五盾ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

一 配偶者(内縁關係ヲ含ム)

二 滿六十才以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 滿十八才未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

海

10軍

四 不具、廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十四條 職員ノ雜手當ヲ支給セントスルトキハ豫メ之ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ニ届出ヅベシ

第二十五條 職員賞與ノ支給總額ハ當該賞與期間ニ於テ職員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ五(年十五月分)ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ支給總額中基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ヲ超ユル金額ニ付テハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ

第二十六條 會社經理統制令ノ適用アル事業者ノ職員退職金ハ同令ノ定ムル所ニ依ル但シ南方占領地ニ常勤セル年數ノ計算ニ付テハ實際勤務年數ノ百分ノ五十ヲ加算スルコトヲ得

會社經理統制令ノ適用ナキ事業者ハ豫メ職員退職金ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 事業者ハ役員及職員ニ對シ左ノ金額ヲ超エテ給與ノ現金支

海-0001

0186

給ヲ爲スコトヲ得ズ

一 役員ノ報酬及手當ニ付テハ月額五百盾

二 職員ノ給料及手當ニ付テハ一人當平均月額二百五十盾但シ一人最高四百盾ヲ超ユルコトヲ得ズ

三 役員及職員ノ賞與ニ付テハ支給額ノ三割相當額

第二十八條 事業者ノ役員及職員ガ現地ニ於テ受クベキ給與ノ總額ガ夫々前條各號ニ定ムル制限額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ハ之ヲ内地拂トシ又ハ内地ニ送金スベシ

第二十九條 事業者ハ役員又ハ職員ニ支給スベキ旅費ニ關スル準則ヲ定メ民政部長官ニ届出ツベシ

第三十條 事業者ハ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ニ付豫メ基準月額ヲ定メ民政部長官ノ認可ヲ受クベシ、之ヲ増額セントスルトキ

海軍

亦同ジ

第三十一條 事業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 事業者ハ毎月末其ノ役員及職員ノ種別、員數、給與現地支給額、同内地拂額及同内地送金額等ヲ別紙書式一ニ依リ民政部長官ニ報告スベシ

第三十三條 民政部長官ハ必要アルトキハ前條ニ定ムルモノノ外報告ヲ徵シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十四條 事業者ハ特別ノ事由アルトキハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ第七條第一項、第九條、第十三條、第十四條、第十八條第二項、第十九條、第二十一條、第二十五條若ハ第二十七條ノ規定ニ依ル制限額ヲ超エテ給與ノ支給ヲ爲シ又ハ第二十八條ノ規定スル方法ニ依ラザルコト

改正令第十五号(花柳病)

ヲ得

第三十五條 民政部長官ハ役員又ハ職員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ役員若ハ職員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ給與ニ關スル準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條 第七條、第九條乃至第十一條、第十三條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條乃至第二十五條、第二十六條第二項及第二十七條乃至第三十一條ノ規定ニ違反シタルモノハ二年以下ノ監禁又ハ三千盾以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條若ハ第三十三條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ第三十三條ノ規定ニ依ル當該職員ノ實地検査ニ際シテ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ、忌避シ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタルモノノ罰亦前項ニ同ジ

海

軍

14 13

第三十七條 法人其ノ他ノ團體(以下團體ト稱ス)ノ代表者又ハ團體若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ團體又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ團體又ハ人ニ對シ前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

事業者ハ本令ニ基キ給與ニ關シ所要ノ調整ヲ爲シ其ノ給與額ヲ別紙様式

ニ依リ本令施行後一月以内ニ民政部長官ニ報告スベシ

本令ニ於テ民政部長官トアルハ民政政府總監ノ指定スル事業者ニ付テハ民政政府總監トス

海-0001

0188

(別表一)

役員賞與算定基準表

當該事業年分の平均運用資本金額

二十万有元以下トキ	純益金乗率	百分ノ一〇・四五
二十万有リ起テ 三十万有 以下トキ		九・三五
三十万有リ起テ 五十万有 以下トキ		八・一〇
五十万有リ起テ 七十万有 以下トキ		七・四〇
七十万有リ起テ 百万有 以下トキ		六・七〇
百万有リ起テ 百五十万有 以下トキ		六・〇〇
百五十万有リ起テ 二百万有 以下トキ		五・五〇
二百万有リ起テ 三百万有 以下トキ		四・九五
三百万有リ起テ 四百万有 以下トキ		四・五五
四百万有リ起テ 五百万有 以下トキ		四・三〇
五百万有リ起テ 七百万有 以下トキ		三・九〇

美濃平樂十三行算紙(花崎精)

海

軍

美濃平樂十三行算紙(花崎精)

七百万有リ起テ 千万有 以下トキ	三・五五
千万有リ起テ 千五百万有 以下トキ	三・一五
千五百万有リ起テ 二千万有 以下トキ	二・九〇
二千万有リ起テ 二千五百万有 以下トキ	二・七五
二千五百万有リ起テ 三千万有 以下トキ	二・六〇
三千万有リ起テ 四千万有 以下トキ	二・四〇
四千万有リ起テ 五千万有 以下トキ	二・二五
五千万有リ起テ 七千万有 以下トキ	二・〇五
七千万有リ起テ 一億有 以下トキ	一・八五
一億有リ起テ 一億五千有 以下トキ	一・六五
一億五千有リ起テ 二億有 以下トキ	一・五五
二億有リ起テ 二億五千有 以下トキ	一・四五
二億五千有リ起テ 三億有 以下トキ	一・四〇

海

軍

16

美濃中葉十三行屏紙（花菱箱）

三徳命ヲ起エ四徳命以下ニトキ	一、二五
四徳命ヲ起エ五徳命以下ニトキ	一、二〇
五徳命ヲ起エトキ	一、〇〇

海軍 17

海-0001



(別表第二)

職名 初任基本給料 基準年額

美濃半葉十三行算紙(花輪鶴)

区 分	基本給料 月額
大学令に依り大学卒業した技術者	八十五円 但し卒業後一年以上経過した者は八十五円
及之に準じ依り大学卒業した技術者	七十五円 但し卒業後一年以上経過した者は七十五円
大学令に依り大学卒業した者	七十五円 但し卒業後一年以上経過した者は七十五円
及之に準じ依り大学卒業した者	七十円 但し卒業後一年以上経過した者は七十円
大学令に依り大学卒業した者	六十円 但し卒業後一年以上経過した者は六十円
及之に準じ依り大学卒業した者	四十五円 但し卒業後一年以上経過した者は四十五円
大学令に依り大学卒業した者	四十五円 但し卒業後一年以上経過した者は四十五円
及之に準じ依り大学卒業した者	四十二円 但し卒業後一年以上経過した者は四十二円
大学令に依り大学卒業した者	四十二円 但し卒業後一年以上経過した者は四十二円
及之に準じ依り大学卒業した者	三十二円 但し卒業後一年以上経過した者は三十二円
大学令に依り大学卒業した者	三十二円 但し卒業後一年以上経過した者は三十二円
及之に準じ依り大学卒業した者	二十四円 但し卒業後一年以上経過した者は二十四円
大学令に依り大学卒業した者	二十四円 但し卒業後一年以上経過した者は二十四円
及之に準じ依り大学卒業した者	二十一円 但し卒業後一年以上経過した者は二十一円
大学令に依り大学卒業した者	二十一円 但し卒業後一年以上経過した者は二十一円
及之に準じ依り大学卒業した者	二十一円 但し卒業後一年以上経過した者は二十一円

海

軍

18

海-0001



別紙(書式)

月分給与支拂書報告書

民政府官報

事業番号

代表者氏名 印

昭和 年 月 日

標記ノ件取記ノ通及報告候也

一、事業種目

二、事業地別人員配置状況

三、給与支拂書補(別表甲、乙参照)

別表(甲)

職名	役名	役職別員数	俸給額	在勤手当	其他ノ手当		合計	同上ノ内訳						
					官費手当	其他		内地給与	内地差金額	現地特許金額	現地生活給			

海軍 19

英漢半葉十三行算紙(花輪特)

英漢半葉十三行算紙(花輪特)

註「一俸給額、二役員ノ付テハ報酬月額、職名ノ付テハ基本給料月額ノ各合計額ヲ記載スベシ

二、其他ノ手当「補」ニ宿舎手当、食費手当、其他金銭ヲ以テ支給スル一切ノ手当額ヲ本欄ニシテ経テ記載スベシ

三、「合計」欄ニ内地給与、内地差金額、現地特許金額、現地生活給ノ合計額ヲ記載スベシ

四、「同上内訳」欄中内地差金額及現地特許金額ニ付テハ備考ヲ設ケ取他依頼是ノ及他ノ是別ニ其ノ金額ヲ以テ示スベシ

五、宿舎、食費手当現物ヲ以テ支給スルナキハ各別記スベシ

役職別	役名	号数	給与種	同		現地特許金額	現地生活給
				内地給与	内地差金額		

別紙(書式)ニ照

海軍 20

英二五三十三行好紙(五折格)

(備考)

追而本令ハ陸軍地區トノ權衡上同地區ニ於テ實施中ノ給與統制ヲ參酌シテ立案セルモ之ト異ル點ハ左ノ通ニ有之

(一) 在勤手當支給率限度

(本令)

役員(單身)報酬ノ百分ノ二百五十

職員(單身)給料ノ百分ノ三百

職員(家族)給料ノ百分ノ三百五十

退職金ト在勤慰勞金

(陸軍)

同上 百分ノ二百

百分ノ二百五十

百分ノ三百

(二) 退職金ト在勤慰勞金

陸軍ニ於テハ在勤慰勞金(役員及職員ニ對シ其ノ南方占領地域ニ於ケル勤務止ミタルトキ支給スル給與ヲ謂フ)ナルモノヲ退職金ト別個ニ規定シアルモ、本令ニ於テハ之ヲ退職金ヘノ加算額トシテ規定

海軍

セリ。即チ

(本令)

(イ) 役員退職金

在職中支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十ニ南方占領地在勤期間支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十ヲ加算シ得

但シ右ノ加算ニ付テハ特別功勞者ニハ百分ノ百迄支給スルコトヲ得

(陸軍)

在勤中支給シタル報酬賞與ノ合計ノ百分ノ五十

但シ特別功勞者ニハ右限度ノ五割ヲ増加支給シ得

(別ニ在勤慰勞金トシテ)

南方占領地勤務期間中支給シタル報酬賞與ノ百分ノ五十迄支給スルコトヲ得

(ロ) 職員退職金

當該會社ニ於テ定メタル退職金準則ニ

當該會社ニ於テ定メタル退職金準則ニ依ル

海-0001

0193

美空全第十三行野紙(花格紙)

依ル

但シ南方占領地常勤年數ノ計算ハ實際
勤務年數ノ百分ノ五十ヲ加算シ得

(別ニ在勤慰勞金トシテ)
南方占領地勤務期間中支給シタル基本給料
ノ合計ノ二分ノ一迄支給スルコトヲ得

(三) 給與中現地ニ於テ現金支給シ得ル金額ノ限度

(本令)

(陸軍)

(イ) 報酬、給料、手當

役員 一人 月 五百盾

同上

四百盾

職員 一人平均月 二百五十盾

同上

二百五十盾

但シ一人最高四百盾迄トス

(ロ) 賞與

支給額ノ 三割

同上

五割

(四) 支給方法ノ指定

本令ニ於テハ給與總額中前掲現地支給限度ヲ超ユル部分ニ付テハ

海軍

内地拂又ハ内地送金ト爲ス可キコトヲ條文ニ規定セリ(之ニ依ラザ
ル場合ハ許可ヲ要ス)

(陸軍ナシ)

(五) 給與支給ニ關スル毎月末報告ノ義務

本令ニ於テハ毎月末給與支給ニ關スル報告(昭和一八ニ一附民政府訓
令第二三號ニ基キ現ニ徵求中ノモノナリ)ノ提出ヲ義務トシテ條文
ニ規定セリ

(陸軍ナシ)

以上ノ中(一)及(二)ノ二點ハ海軍省經理局第二課主務者ノ案ニ從ヒタルモ

ノニシテ(三)(四)及(五)ノ三點ハ現行「商社給與統制實施ノ件訓令」
ヲ其ノ儘生カシタルモノナリ

其他陸軍ニ於テハ役員賞與支給總額ノ算定基準ヲ獨自ニ定メアルモ本
令ニ於テハ「會社經理統制令施行規則」第八條ニ定ムル率ヲ採用セリ

海-0001

0194

ホリス大辰政新機案一七号二六ノ
昭和二十八年三月一日

新社会党年報制一件箇案

本議院ニ於テ下等衆議院ノ可及的増進ノ下ニ於テ現行法律ニ於テ一清算ヲ行フ事
新社会党年報制規則制定案
此ノ新丁ニ對シテ新丁ノ納付金一圓ニ定ムルハ三月一日ヨリ某法一ニテ一
一諸法相改案

新社会党年報制一件

第一系 民法府所管ニ在リテ本新社会党(新社会)及下等衆議院ニ對シテ一
業者ヲ請フルハ下等衆議院ニ於テ本新社会党(新社会)及下等衆議院
ト對シテ新丁ノ納付金一圓ニ定ムルハ三月一日ヨリ某法一ニテ一
ニトテ得ス

衆議院 一人一ノ月 五百圓
第一系 一人一ノ月 五百圓

第二系 衆議院ニ對シテ新丁ノ納付金一圓ニ定ムルハ三月一日ヨリ某法一ニテ一
民法府所管ニ在リテ本新社会党(新社会)及下等衆議院ニ對シテ一
業者ヲ請フルハ下等衆議院ニ於テ本新社会党(新社会)及下等衆議院
ト對シテ新丁ノ納付金一圓ニ定ムルハ三月一日ヨリ某法一ニテ一
ニトテ得ス

第三系 新社会党年報制規則制定案
此ノ新丁ニ對シテ新丁ノ納付金一圓ニ定ムルハ三月一日ヨリ某法一ニテ一
一諸法相改案

第四系 新社会党年報制規則制定案
此ノ新丁ニ對シテ新丁ノ納付金一圓ニ定ムルハ三月一日ヨリ某法一ニテ一
一諸法相改案

第六系 商社ニ可成ニノ者ニテハハクノ向ニテハ本規程ノ制限ヲ免ケルノ目的ヲ
以テ職員ニ付シテ現地ニ於テ特許ヲ文書ニシテ下リ得ル

第七系 商社ニ日本米其ノ職員一種別ノ名數 特許現地文書類ノ内米米類ノ上
内地米類ノ別表式ノ依リテ特許民政府長官ニ付テ受テ職員ノトシ

第八系 中 役員ノ下日五百箇 社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

商社特許年規程ノ案ノ一ノ注意書

一 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

二 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

三 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

四 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

五 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

六 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

七 本規程ニ依リテ特許ノ日數五百箇ニテ特許ノ者ノ數ハ非ニ同社ノ役員ノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年
ノ平均日平均日役員ノ下日四百箇ノ社員ノ下日平均日二百五十箇ノ者ヲノ下年

五日 殿一人二百箇ヲ過シ日本邦向送奉シ送奉書書及銀文一紙
 殿政部長官一紙ヨリ送下モ一紙送奉一本邦向送奉シ在ニ一冊一紙送奉
 一子十箇送シ送奉シ送奉書一紙ナリ
 不致算合子日殿平均百箇ノ各民政部送奉送奉書一紙送奉シ送奉書一紙
 送下モ一紙送奉送奉書一紙送奉シ送奉書一紙送奉シ送奉書一紙送奉シ
 相送奉送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ
 送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ送奉シ

海-0001

0197

秘

陸軍密第 號

南方占領地民間事業給與統制ニ關スル件(案)

南方甲地域及香港占領地ニ於ケル委託經營事業及民間事業ノ役員及
社員ノ給與統制ニ關シテハ別紙要綱ニ準據シテ之ヲ實施スヘシ

陸軍大臣ヨリ 南方軍總司令官

第十四軍司令官

香港占領地總督

(別紙)

南方占領地域民間事業給與統制要綱

第一 本要綱ハ南方甲地域及香港占領地(以下南方地域ト稱ス)ニ工場事業場又ハ營業所ノ全部若ハ一部ヲ有スル會社(委託經營事業ヲ含ム)ノ役員及社員ノ給與ニ付之ヲ定ム

第二 民間事業ノ給與統制ノ目的ハ給與額及其ノ支給方法ヲ適正ナラシメ以テ物價騰貴ノ防止ヲ圖ルト共ニ全體的給與ノ均衡ヲ保持スルニ在リ

第三 南方軍總司令官、第十四軍司令官又ハ香港占領地總督ハ民間事業ノ給與ニ關シ各地域ニ於ケル土地物價等ノ狀況ヲ顧慮シ所要ノ規

程ヲ定ムルモノトス

前項ニ依リ規程ヲ定メタル場合(中間軍司令官規程ヲ定メタル場合ヲ含ム)ハ陸軍大臣ニ之ヲ報告スルモノトス 之ヲ變更シタル場合亦同シ

第四 南方地域ニ常勤(一年ノ中二分ノ一以上現地ニ在勤スル者ヲ謂フ以下同シ)スル役員(取締役、監査役及之ニ準スル顧問、相談役等ヲ謂フ以下同シ)ノ給與ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

計
算
別
ノ
所
ニ
依
ル

2 役員手當ハ之ヲ在勤手當、住宅手當及雜手當ニ區分ス

在勤手當ハ役員報酬ノ百分ノ二百ヲ基準トス但シ家族ヲ携行スル者ニ在リテハ百分ノ二百五十ヲ基準トス但シ現物給與ヲ爲ス場合ニ在リテハ之ヲ斟酌スルモノトス
住宅手當（現物支給ニ代ヘ金錢支給ヲ以テスル場合トス）ハ土地及物價等ノ狀況ヲ考慮シ各軍司令官又ハ占領地總督（以下各軍司令官ト稱ス）之ヲ定ム

雜手當（傷病手當、危險手當等ヲ謂フ）ハ土地及物價等ノ狀況ヲ考慮シ各軍司令官必要ニ應シ該手當ノ種類及其ノ額ヲ定ムルコトヲ得但シ雜手當ノ合計額ハ報酬ノ百分ノ五十ヲ限度トス

3 役員退職金ハ在職中支給シタル役員報酬及賞與ノ合計額ノ二分ノ

一ヲ限度トス但シ特別ノ功勞アリタル者ニ對シテハ右限度ノ五割迄之ヲ増加スルコトヲ得

4 役員在勤慰勞金ハ南方地域ニ常勤セル期間支給シタル報酬及賞與ノ合計額ノ二分ノ一ヲ限度トシテ南方地域ニ於ケル勤務止ミタルトキ支給スルコトヲ得

第五 南方地域ニ常勤スル社員（會社ニ雇傭セララル者ニシテ勞務者ヲ除キタル者ヲ謂フ以下同シ）ノ給與ハ左ノ各號ニ依ルモノトス
1 現社員ノ基本給料ハ従前受ケタル額ヲ基準トス
2 新規採用社員ノ初任基本給料ハ別表第一ニ定ムル金額ヲ基準トシテ經歷、技能等ヲ考慮シ各軍司令官之ヲ定ムルモノトス

3 基本給料ノ昇給率ハ基本給料月額ニ對シ平均年七分ヲ限度トス
右ノ計算ハ昇給該當者ノ昇給直前ニ於ケル基本給料月額ノ合計金額ニ對シ年七分ヲ乘シタル額ヲ以テ昇給總額ノ限度トス

4 社員賞與ノ支給總額ハ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ五（年十五月分）ヲ限度トス但シ四分ノ三ヲ超ユル金額ニ付テハ利益金處分ニ依ルモノトス

5 社員手當ハ之ヲ在勤手當、住宅手當、家族手當及雜手當ニ區分ス

在勤手當ハ社員ノ基本給料ノ百分ノ二百五十ヲ基準トス但シ家族ヲ携行スル者ニ在リテハ百分ノ三百ヲ基準トス但シ現物給與

ヲ爲ス場合ニ在リテハ之ヲ斟酌スルモノトス

住宅手當（現物支給ニ代ヘ金錢支給ヲ以テスル場合トス）ハ土地及物價等ノ狀況ヲ顧慮シテ各軍司令官之ヲ定ム但シ南方地域ニ本社ヲ有スル會社ノ社員ニシテ内地ニ常勤スルモノニ對シテハ基本給料ノ百分ノ三十（單身社員ハ百分ノ十五）ヲ基準トシテ支給スルコトヲ待

家族手當ハ扶養家族一人ニ付月五圓ヲ限度トス

雜手當（危険手當、傷病手當、居殘手當、宿直手當等ヲ謂フ）ハ土地及物價等ノ狀況ヲ顧慮シ各軍司令官必要ニ應ジ手當ノ種類及其ノ額ヲ定ムルコトヲ待但シ雜手當ノ合計額ハ基本給料ノ

百分ノ五十ヲ限度トス

6 社員退職金ハ當該官社ニ於テ定メタル退職金支給ニ關スル準則ニ依ル

7 社員在勤慰勞金ハ爾方地域ニ常勤セル期間支給シタル給料ノ二ノ一ヲ限度トシテ南方地域ニ於ケル勤務止ミタルトキ支給スルコトヲ得

第六 役員及社員ノ給與ノ支給ニ關シ各軍司令官ハ土地、物價又ハ内地留守宅渡額等ノ狀況ヲ顧慮シ支給額ノ一定割合ヲ當該役員又ハ社員ノ内地轉勤又ハ退職スル迄當該官社又ハ工場ヲシテ左ノ各號ニ依リ保管セシムルモノトス但シ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已

ムヲ得サル事由ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

ノ國債證券、貯蓄債券、報國債券等ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金若

ハ銀行預金、爲シ證券又ハ預金通帳ヲ保管ス

之前號ニ依ルノ外各軍司令官ノ指示又ハ承認セル保管方法

別表第一

社員初任基本給料基準額

一 醫師、薬剤師、特殊學校卒業者等ヲ除ケル社員

學 歴	基 本 給 料 月 額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	八十五円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ八十五円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付三月ヲ加算シタル金額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ七十五円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付三月ヲ加算シタル金額
專門學校若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	七十円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ七十円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付二月五丁録ヲ加算シタル金額

專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ六十円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付二月ヲ加算シタル金額
實業學校ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	四十五円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ四十五円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付二月ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十二円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ四十二円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付二月ヲ加算シタル金額
中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	四十二円但シ卒業後一年以上ヲ経過セルモノニ在リテハ四十二円ニ卒業後ノ年数ニ年ニ付二月ヲ加算シタル金額

二 醫師、藥劑師等、社員

學 歴	基 本 給 料 月 額
<p>大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準スル學歴ヲ有スル醫師</p> <p>專門學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準スル學歴ヲ有スル藥劑師</p> <p>看護婦試験合格者又ハ養成所修了者</p>	<p>月給一五〇円以下但シ卒業後、經過年數ニヨリ次ノ額加算</p> <p>(1)一年以上、二年未満 一〇円</p> <p>(2)二年以上、三年未満 二五円</p> <p>(3)三年以上、四年未満 四〇円</p> <p>(4)四年以上 (3)ノ金額ニ更ニ二年ニ付一〇円加算</p> <p>學位ヲ有スルモ、ハ更ニ三〇円ヲ加算ス</p> <p>月給二〇〇円以下但シ卒業後、年數一年ニ付八円加算</p> <p>學位ヲ有スルモ、ハ更ニ三〇円ヲ加算ス</p> <p>月給四〇〇円以下但シ看護婦トシテ特別ノ業歴技能ヲ有スル者ニハ之ニ二五円ヲ加算シケル金額トス</p>

三 特殊學校ヲ卒業者、社員

學 歴	基 本 給 料 月 額
<p>實業學校令ニ依ル修業年限六年制、學校卒業者名</p> <p>中等學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限一年ノ各種養成所</p> <p>專門學校令ニ依ラサル中等學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限二年制ノ學校ヲ卒業セル技術者</p> <p>專門學校令ニ依ル修業年限四年制、學校ヲ卒業セル技術者</p>	<p>四十七円</p> <p>五十円</p> <p>六十円</p> <p>七十五円</p>

高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歴ヲ有スル者
 國民學校令ニ依ル國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歴ヲ有スル者
 國民學校令ニ依ル國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歴ヲ有スル者

三十三月但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三月ニ卒業後ノ年數一年ニ付一月五十錢ヲ加算シタル金額
 二十四月但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四月ニ卒業後ノ年數一年ニ付一月五十錢ヲ加算シタル金額
 二十一月但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一月ニ卒業後ノ年數一年ニ付一月五十錢ヲ加算シタル金額

参考附表

役員報酬一般基準額(役員報酬1年3倍を以て支給総額、本表金額は標準として示す)

業種	業種別		業種	業種	業種
	本	資			
金属、機械	器具、工具	器具、工具	金属、機械	金属、機械	金属、機械
窯業、化学工業	窯業、化学工業	窯業、化学工業	窯業、化学工業	窯業、化学工業	窯業、化学工業
其、他工業	其、他工業	其、他工業	其、他工業	其、他工業	其、他工業
販賣業	販賣業	販賣業	販賣業	販賣業	販賣業
鉱業、紡織工業	陸運、海運業	陸運、海運業	陸運、海運業	陸運、海運業	陸運、海運業
其、他	其、他	其、他	其、他	其、他	其、他
金融業	金融業	金融業	金融業	金融業	金融業
電気、ガス	農林、水産	農林、水産	農林、水産	農林、水産	農林、水産
鉄道、倉庫	鉄道、倉庫	鉄道、倉庫	鉄道、倉庫	鉄道、倉庫	鉄道、倉庫
200千円以下	200千円以下	200千円以下	200千円以下	200千円以下	200千円以下
250	130	130	130	130	130
300	140	140	140	140	140
400	150	150	150	150	150
500	160	160	160	160	160
600	170	170	170	170	170
700	180	180	180	180	180
800	190	190	190	190	190
900	200	200	200	200	200
1000	210	210	210	210	210
1100	220	220	220	220	220
1200	230	230	230	230	230
1300	240	240	240	240	240
1400	250	250	250	250	250
1500	260	260	260	260	260
1600	270	270	270	270	270
1700	280	280	280	280	280
1800	290	290	290	290	290
1900	300	300	300	300	300
2000	310	310	310	310	310
2100	320	320	320	320	320
2200	330	330	330	330	330
2300	340	340	340	340	340
2400	350	350	350	350	350
2500	360	360	360	360	360
2600	370	370	370	370	370
2700	380	380	380	380	380
2800	390	390	390	390	390
2900	400	400	400	400	400
3000	410	410	410	410	410
3100	420	420	420	420	420
3200	430	430	430	430	430
3300	440	440	440	440	440
3400	450	450	450	450	450
3500	460	460	460	460	460
3600	470	470	470	470	470
3700	480	480	480	480	480
3800	490	490	490	490	490
3900	500	500	500	500	500
4000	510	510	510	510	510
4100	520	520	520	520	520
4200	530	530	530	530	530
4300	540	540	540	540	540
4400	550	550	550	550	550
4500	560	560	560	560	560
4600	570	570	570	570	570
4700	580	580	580	580	580
4800	590	590	590	590	590
4900	600	600	600	600	600
5000	610	610	610	610	610
5100	620	620	620	620	620
5200	630	630	630	630	630
5300	640	640	640	640	640
5400	650	650	650	650	650
5500	660	660	660	660	660
5600	670	670	670	670	670
5700	680	680	680	680	680
5800	690	690	690	690	690
5900	700	700	700	700	700
6000	710	710	710	710	710
6100	720	720	720	720	720
6200	730	730	730	730	730
6300	740	740	740	740	740
6400	750	750	750	750	750
6500	760	760	760	760	760
6600	770	770	770	770	770
6700	780	780	780	780	780
6800	790	790	790	790	790
6900	800	800	800	800	800
7000	810	810	810	810	810
7100	820	820	820	820	820
7200	830	830	830	830	830
7300	840	840	840	840	840
7400	850	850	850	850	850
7500	860	860	860	860	860
7600	870	870	870	870	870
7700	880	880	880	880	880
7800	890	890	890	890	890
7900	900	900	900	900	900
8000	910	910	910	910	910
8100	920	920	920	920	920
8200	930	930	930	930	930
8300	940	940	940	940	940
8400	950	950	950	950	950
8500	960	960	960	960	960
8600	970	970	970	970	970
8700	980	980	980	980	980
8800	990	990	990	990	990
8900	1000	1000	1000	1000	1000
9000	1010	1010	1010	1010	1010
9100	1020	1020	1020	1020	1020
9200	1030	1030	1030	1030	1030
9300	1040	1040	1040	1040	1040
9400	1050	1050	1050	1050	1050
9500	1060	1060	1060	1060	1060
9600	1070	1070	1070	1070	1070
9700	1080	1080	1080	1080	1080
9800	1090	1090	1090	1090	1090
9900	1100	1100	1100	1100	1100
10000	1110	1110	1110	1110	1110

種別	千円以下		千円以上	
	金額	件数	金額	件数
金 属 機 械	77,800	65	77,800	65
器 具 工 具	74,400	68	74,400	68
窯 業 化 学 工 業	68,300	71	68,300	71
其 他 工 業	67,400	72	67,400	72
販 賣 業	65,000	74	65,000	74
鉱 業	64,600	74	64,600	74
紡 織 工 業	62,000	77	62,000	77
陸 運 海 運 業	61,000	78	61,000	78
其 他	59,000	80	59,000	80
金 融 業	55,800	85	55,800	85
電 気	47,000	93	47,000	93
農 林 水 産	49,600	91	49,600	91
鉄 道 倉 庫	47,000	93	47,000	93

種別	千円以下		千円以上	
	金額	件数	金額	件数
金 属 機 械	113,100	111	113,100	111
器 具 工 具	103,300	121	103,300	121
窯 業 化 学 工 業	124,600	109	124,600	109
其 他 工 業	113,600	120	113,600	120
販 賣 業	117,400	116	117,400	116
鉱 業	116,400	117	116,400	117
紡 織 工 業	114,600	119	114,600	119
陸 運 海 運 業	113,600	120	113,600	120
其 他	111,600	122	111,600	122
金 融 業	98,600	130	98,600	130
電 気	87,600	139	87,600	139
農 林 水 産	95,600	131	95,600	131
鉄 道 倉 庫	93,600	133	93,600	133

参考附表

役員賞與算定基準表 (役員賞與支給總額に當該事業年度純益金の
本表、率ヲ乘ジテ得ル金額ヲ限度トスルニトス)

階級	賞與本	別	純益金ニ乘ル率
二十万円以下	超	二十万円以下	百分ノ一〇、四五
三十万円以下	超	三十万円以下	百分ノ九、三五
四十万円以下	超	四十万円以下	百分ノ八、一〇
五十万円以下	超	五十万円以下	百分ノ七、四〇
六十万円以下	超	六十万円以下	百分ノ六、七〇
七十万円以下	超	七十万円以下	百分ノ六、〇〇
八十万円以下	超	八十万円以下	百分ノ五、五〇
九十万円以下	超	九十万円以下	百分ノ四、九五
百万円以下	超	百万円以下	百分ノ四、五〇
百五十万円以下	超	百五十万円以下	百分ノ四、〇〇
二百万円以下	超	二百万円以下	百分ノ三、五五
二百五十万円以下	超	二百五十万円以下	百分ノ三、一〇
三百万円以下	超	三百万円以下	百分ノ二、七〇
三百五十万円以下	超	三百五十万円以下	百分ノ二、三〇
四百万円以下	超	四百万円以下	百分ノ一、九〇
四百五十万円以下	超	四百五十万円以下	百分ノ一、五〇
五百万円以下	超	五百万円以下	百分ノ一、一〇
五百五十万円以下	超	五百五十万円以下	百分ノ〇、七〇
六百万円以下	超	六百万円以下	百分ノ〇、三〇
六百五十万円以下	超	六百五十万円以下	百分ノ〇、〇〇

階級	賞與本	別	純益金ニ乘ル率
二千五百万円以下	超	二千五百万円以下	百分ノ二、七五
三千万円以下	超	三千万円以下	百分ノ二、六〇
三千五百万円以下	超	三千五百万円以下	百分ノ二、四〇
四千万円以下	超	四千万円以下	百分ノ二、二五
四千五百万円以下	超	四千五百万円以下	百分ノ二、一〇
五千万円以下	超	五千万円以下	百分ノ一、九五
五千五百万円以下	超	五千五百万円以下	百分ノ一、八〇
六千万円以下	超	六千万円以下	百分ノ一、六五
六千五百万円以下	超	六千五百万円以下	百分ノ一、五〇
七千万円以下	超	七千万円以下	百分ノ一、四〇
七千五百万円以下	超	七千五百万円以下	百分ノ一、三〇
八千万円以下	超	八千万円以下	百分ノ一、二〇
八千五百万円以下	超	八千五百万円以下	百分ノ一、一〇
九千万円以下	超	九千万円以下	百分ノ一、〇〇
九千五百万円以下	超	九千五百万円以下	百分ノ〇、九〇
一億円以下	超	一億円以下	百分ノ〇、八〇
一億五千円以下	超	一億五千円以下	百分ノ〇、七〇
二億円以下	超	二億円以下	百分ノ〇、六〇
二億五千円以下	超	二億五千円以下	百分ノ〇、五〇
三億円以下	超	三億円以下	百分ノ〇、四〇
三億五千円以下	超	三億五千円以下	百分ノ〇、三〇
四億円以下	超	四億円以下	百分ノ〇、二〇
四億五千円以下	超	四億五千円以下	百分ノ〇、一〇
五億円以下	超	五億円以下	百分ノ〇、〇〇

陸軍密録 號

南方占領地域委託經營事業ノ會計監督ニ關スル件(案)

南方甲地域及香港占領地ニ於ケル委託經營事業ノ會計監督ニ關シテハ
別紙要綱ニ準據シテ之ヲ實施スヘシ

昭和八年二月三日 海軍省 經理局
 南方政務部
 青田山九郎中 依 破
 別紙 南方占領地域委託經營事業ノ
 會計監督ニ關スル件(案) 及 南方甲地域
 域内事業委託經營事業ノ會計監督ニ
 付テハ要綱第一三三條所定ノ事項ニ
 準據シテ之ヲ實施スヘシ

司令官
司令官
地總督

Handwritten notes in Japanese, including the name '陸軍大臣' (Minister of War) and other illegible characters.

陸軍密録 號

南方占領地域委託經營事業ノ會計監督ニ關スル件(參考)

南方甲地境及香港占領地ニ於ケル委託經營事業ノ會計監督ニ關シテハ
別紙要綱ニ準據シテ之ヲ實施スヘシ

陸軍大臣ヨリ 南方軍總司令官

第十四軍司令官

香港占領地總督

(別紙)

南方占領地域委託經營事業ノ會計監督要綱

第一 本要綱ハ南方甲地域及香港占領地ニ於ケル委託經營事業ノ會計監督ニ付之ヲ定ム

第二 委託經營事業ノ會計監督ノ目的ハ當該事業ニ關シ經營能率ノ向上、價格ノ適正化、會計處理ノ嚴正ヲ指導シ事業ノ健實ナル發達ト其ノ生産増強ヲ圖リ以テ大東亞戰爭ノ完遂ニ寄與セシムルニ在リ

第三 南方軍總司令官、第十四軍司令官又ハ香港占領地總督ハ委託經營事業ノ會計監督ニ關シ所要ノ規定ヲ定ムルモノトス

前項ニ依リ規程ヲ定メタル場合(中間軍司令官規程ヲ定メタル場合ヲ含ム)ハ陸軍大臣ニ之ヲ報告スルモノトス。之ヲ變更シタル場合亦同シ

第四 委託經營ニ關スル會計ハ内地ニ於ケル本社又ハ委託經營外事業ト區分スルノ外各工場事業場毎ニ之ヲ區分計算セシムルモノトス

第五 委託經營ニ依ル生産品ノ軍調辦價格ハ原則トシテ原價ニ適正利益ヲ附加シテ之ヲ定ムルモノトス
原價計算ヲ困難トスル生産品又ハ生産品以外ノ用役等ノ價格又ハ代價ハ前項ニ準シ之ヲ適正ニ定ムルモノトス

第六 南方軍總司令官、第十四軍司令官又ハ香港占

領地總督（以下各軍司令官ト稱ス）ハ各工場事業場毎ニ別ニ定ム業種別原價計算準則ニ依リ原價計算ヲ施行セシムルモノトス

第七 各軍司令官ハ受託經營者ヨリ適時第六ニ依リ計算セル原價ニ關スル報告ヲ徴シ之ヲ監査スルモノトス

第八 原價ニ附加スル適正利益率ハ受託經營者ノ投資額ニ對シ年八分ヲ標準トセル率ヲ乘シテ得タル金額ヲ當該營業年度ニ於ケル豫想賣上品總原價ニテ除シテ得タル率ヲ標準トス

前項ノ投資額ハ借入金ヲ含ミ期首ノ現在額ヲ標準トシテ當該年度ノ増減豫想ヲ加味シテ計算スルモノトス

第一項ノ投資額ニ對スル利率ハ借入金ノ利率、業種、原價及品質等ヲ勘案シ、生産能率ノ向上ヲ刺戟スル如ク所要ノ斟酌ヲ加ヘ之ヲ適正ニ定ムルモノトス

第九 委託經營ニ依ル生産品ヲ直接部外ニ拂下ケ又ハ用役ヲ部外ニ提供スル場合ノ價格又ハ代價ハ第五ニ依ル價格ニ無償貸附セル固定資産（敵産ヲ含ム）ノ減價償却費ヲ加算セルモノヲ標準トシテ現地市價等ヲ勘案シ之ヲ適正ニ定ムルモノトス

第十 固定資産及流動資産ハ押収又ハ官ヨリ貸付セルモノト受託經營者ニ於テ新設又ハ取得セルモノトノ區分ヲ明確ナラシムルモノトス

目録外

第十一 押收ニ屬スル流動資産ヲ受託經營者ニ拂下クル場合ニ於ケル拂下代金ハ該資産ノ沒收シ得ヘキモノニ在リテハ之ヲ軍資金歳入ニ納付シ、然ラサルモノニ在リテハ歳入歳出外現金ニ準シ之ヲ別途保管スルモノトス。但シ敵産特別會計設置後ニ在リテハ沒收シ得サルモノノ拂下代金ハ該特別會計歳入ニ繰入ルモノトス。

第十二 原権利者ニ屬スル債權債務ハ受託經營者ニ於テ擅ニ之ヲ處分スルコトヲ得サルモノトス。

第十三 各軍司令官原権利者ノ負擔セル債務ノ辨濟ヲ要スト認メタル場合ハ原権利者ニ屬スル資産ノ押收時ニ於ケル評價額ノ限度ニ於テ第十一ニ依ル保管金若クハ敵産特別會計又ハ軍政會計歳出金

等ヲ以テ支辨スルコトヲ得。但シ重要ナルモノニ付テハ豫メ陸軍大臣ノ認可ヲ受クルモノトス。

各軍司令官前項ニ依リ債務ノ辨濟ヲ爲シタル場合ハ陸軍大臣ニ報告スルモノトス。

第十四 委託經營ニ於ケル利益金ハ每營業期左ノ各號ニ依リ之ヲ處分スルモノトス。

ノ受託經營者ノ投資額（當該年度平均額トス）ニ對シ第八ニ定ムル投資額ニ對スル乗率ヲ乘シタル金額ヨリ借入金ノ利子ヲ控除セルモノヲ基準トシテ之ヲ受託經營者ノ収益トス。

之前號ノ金額ヲ超過セル利益ハ其ノ七割ヲ標準トシテ軍政會計歳

入ニ納付セシメ殘額ハ受託經營者ノ收益トス但シ部外拂下ノ多寡、經營能率ノ優劣及生産増強ノ必要性等ヲ考慮シ所要ノ斟酌ヲ加フルコトヲ得

前項ノ利益金ハ每營業期ニ於ケル總收益ヨリ總費用（借入金ノ利子ヲ含ム）ヲ控除計算スルモノトス但シ前期ヨリ缺損ヲ繰越シタル場合ニ在リテハ之ヲ當期利益金ヨリ控除スルモノトス

第十五 受託經營者ニ於テ已ムヲ得サル事由ニ依リ缺損ヲ生シタル場合ハ各軍司令官必要ニ應シ其ノ缺損ヲ第十一ニ依ル保管金若ハ敵産特別會計又ハ軍政會計歳出金等ヲ以テ補填スルコトヲ得
各軍司令官前項ニ依ル缺損ノ補填ヲ爲シタル場合ハ陸軍大臣ニ報

告スルモノトス

第十六 委託經營ニ於ケル機密費、接待費、交際費其他之ト同一ノ性質ヲ有スル支出ハ各軍司令官ニ於テ支出ノ基準額ヲ定メ所要ノ統制ヲ行フモノトス

目録

第十七 受託經營者ニ於テ資金ノ調達ヲ要スル場合ハ各軍司令官ノ許可ヲ受ケシムルモノトス

前項ノ資金調達ニ當リテハ必要ニ應シ之ヲ斡旋スルモノトス

第十八 各軍司令官ハ每營業期工場事業場毎ニ貸借對照表及損益計算書ヲ徴シ資金ノ運用、資産評價、経費支出、利益金處分等ノ適否ヲ監査スルモノトス但シ必要ニ應シ事業計畫豫算書及財産目錄

等ノ書類ヲ徴スルコトヲ待

第十九 委託經營事業ノ經理監督ニ付テハ毎年度概ネ一回實地調査
ヲ施行スルモノトス

第二十 各軍司令官ハ委託經營事業ノ經理監督ニ關シ毎年三月末日
及九月末日迄ニ其ノ成績ヲ陸軍大臣ニ報告スルモノトス

海 I
1
3-1

『南方関係会社要覧』

海-0001

0215